

桶川市地域福祉計画

〈平成 27～36 年度〉

共に支えあい、
いきいきと暮らせる桶川



平成 27 年 3 月
桶 川 市

桶川市地域福祉計画の策定にあたって



今日、ライフスタイルや生活環境の変化に伴い、地域における孤立化や生活不安を抱える方々が年々増加しており、新たな福祉課題やニーズへの対応が求められています。

こうした課題に対応するため、市の福祉施策の方向性を示す桶川市地域福祉計画を策定いたしました。この計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間の計画であり、基本理念である「共に支えあい、いきいきと暮らせる桶川」の実現を目指す福祉計画であり、また、子ども・子

育て支援事業計画をはじめ、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画などを包括し、福祉施策を総合的に推進するための指針とするものでございます。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域に目を向けて、互いに助けあう気持ちや地域活動に参加する意識を高めることが大切です。こうしたことが地域での支えあいや助けあいの基盤づくりにつながるものと考えております。更には、市民による「自助」、地域で活躍されているボランティア団体や自治会等の各団体・組織による「共助」、市や社会福祉協議会等の関係機関による「公助」が相互に連携した、協働による取組が今後ますます重要となつてまいります。

この計画による福祉施策の推進により、桶川市の福祉環境の更なる充実を図ってまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり桶川市地域福祉計画策定委員会の委員をはじめ、市民意識調査及び市民懇談会等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係団体、関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

桶川市長

小野克典

桶川市地域福祉計画 目次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 地域福祉とは	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 圏域の設定	4
(1) 地域福祉における「圏域」	
(2) 圏域設定の考え方	
5. 計画の期間	6
6. 策定の経緯	6
 第2章 現状と課題	 7
1. 桶川市の地域福祉を取り巻く状況	8
(1) 人口と世帯の状況	
(2) 支援が必要な人の状況	
(3) 地域活動の状況	
(4) 各データから見る桶川市の地域福祉を取り巻く環境	
2. 各種調査結果の概要	14
(1) 桶川市地域福祉に関する市民意識調査結果	
(2) 市民懇談会結果	
3. 課題の整理	25
 第3章 計画の考え方	 27
1. 基本理念	28
2. 目指す姿	28
3. 基本方針	29
4. 計画の体系	30
5. 主な取組	31
(1) 位置づけ	
(2) 設定の視点	
(3) 主な取組の内容	

第4章 施策の展開 35

1. 活動支援や交流・連携の推進	36
2. 協働を推進する地域づくり	38
3. 地域福祉を担う人材の育成	39
4. 地域活動（団体）への支援	42
5. 支えあう地域づくり	44
6. 必要な支援につなげる地域づくり	46
7. 安心・安全の地域づくり	49
8. 誰もがいきいきと快適に暮らせるまちの整備	52

第5章 計画を推進するために 55

1. 推進体制の整備と役割分担	56
(1) 計画推進の考え方	
(2) 役割分担	
2. 計画の進行管理	58
(1) 進行管理方法	
(2) 計画の推進体制	
(3) 社会福祉協議会との連携	

資料編 61

1. 桶川市地域福祉計画策定要領	62
2. 桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱	64
3. 桶川市地域福祉計画策定委員会委員名簿	65
4. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱	66
5. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿	67
6. 策定スケジュール	68
7. 「桶川市協働推進条例」	69
8. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査 調査結果ダイジェスト版	71

第1章

計画の位置づけ

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や地域、行政等がお互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

2. 計画策定の趣旨

現在、全国的に地域の中では社会環境の変化に伴い様々な問題が生じており、自分自身による「自助」、地域における支えあいや助けあい活動を行う「共助」、公的な福祉サービスによる「公助」、また、地域の諸課題を行政等と地域と人々が共に協力しあって解決する「協働」による地域福祉の推進が、ますます重要となってきています。

桶川市では地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指し、市が、市民や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、地域で互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを共に考え進めていくために「桶川市地域福祉計画」を策定しました。

〈社会福祉法における位置づけ〉

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられています。また、本計画は、桶川市総合振興計画を上位計画とした計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

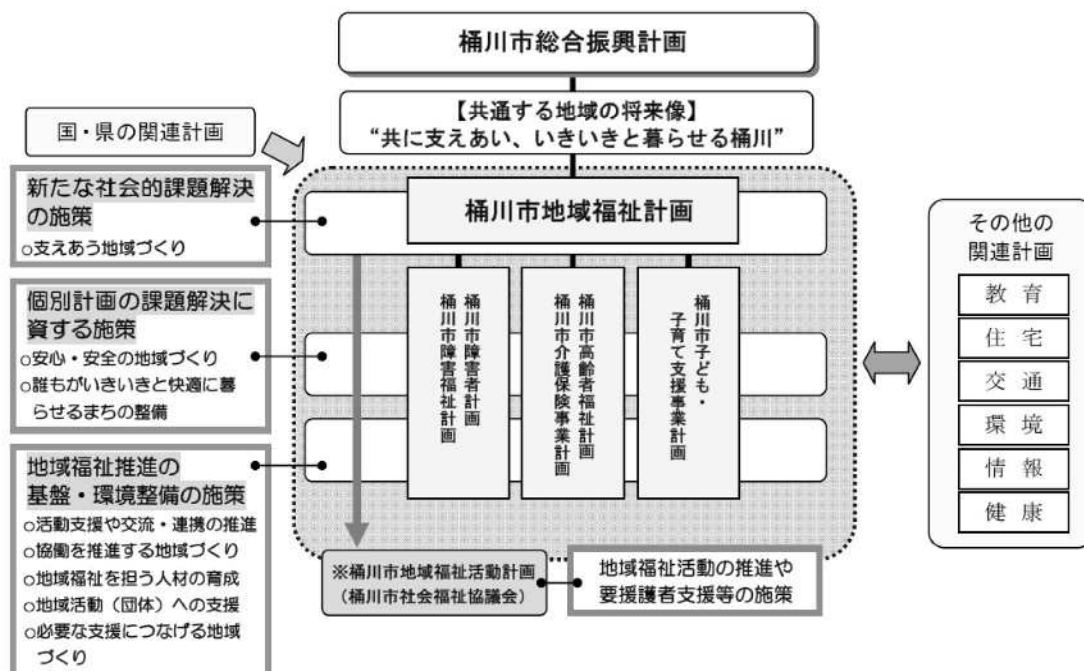
本計画は、保健福祉分野の個別計画である、「桶川市高齢者福祉計画」及び「桶川市介護保険事業計画」、「桶川市障害者計画」・「桶川市障害福祉計画」、「桶川市子ども・子育て支援事業計画」等に共通する項目を相互につなぎ、それに必要な施策を加えた計画となっています。したがって、福祉分野の計画を包括する形で、全ての市民を対象に、地域における福祉を推進するための「福祉の総合計画」として位置づけています。

その推進にあたっては、「桶川市協働推進条例」（資料編参照）に基づき、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、それぞれが連携・協働を図りながら取り組みます。

また、関連する「桶川市地域福祉活動計画」（※）と連携を図り、地域福祉を推進していきます。

※「地域福祉活動計画」とは、市民・活動団体等により民間福祉活動を推進していくための実施計画で、桶川市においては桶川市社会福祉協議会が策定しているものです。

<計画の位置づけ>



4. 圏域の設定

(1) 地域福祉における「圏域」

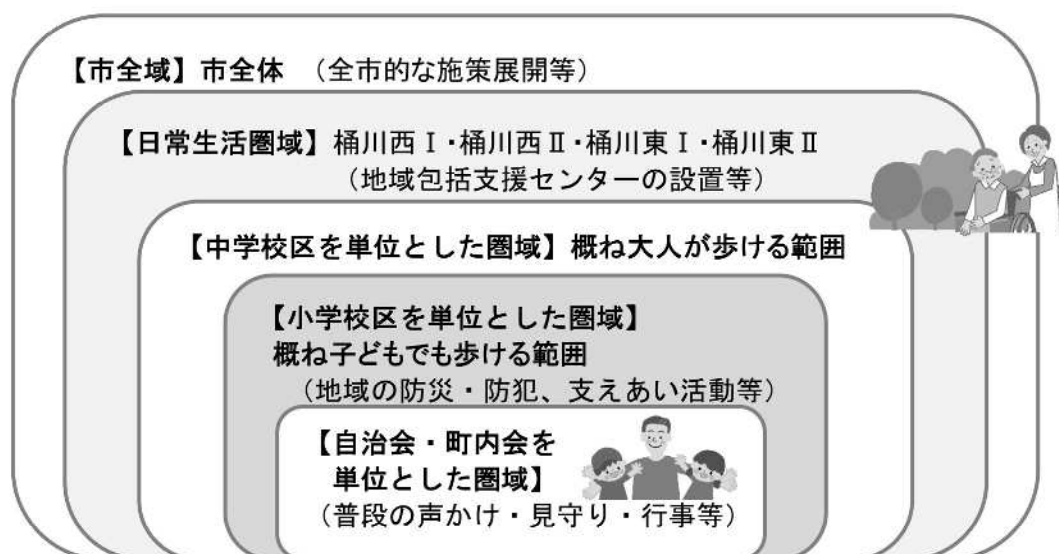
地域福祉を推進するには、地域に暮らす住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題に取り組むことになります。したがって、地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような範囲を地域福祉の圏域ととらえます。

(2) 圏域設定の考え方

現状で最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域となっています。

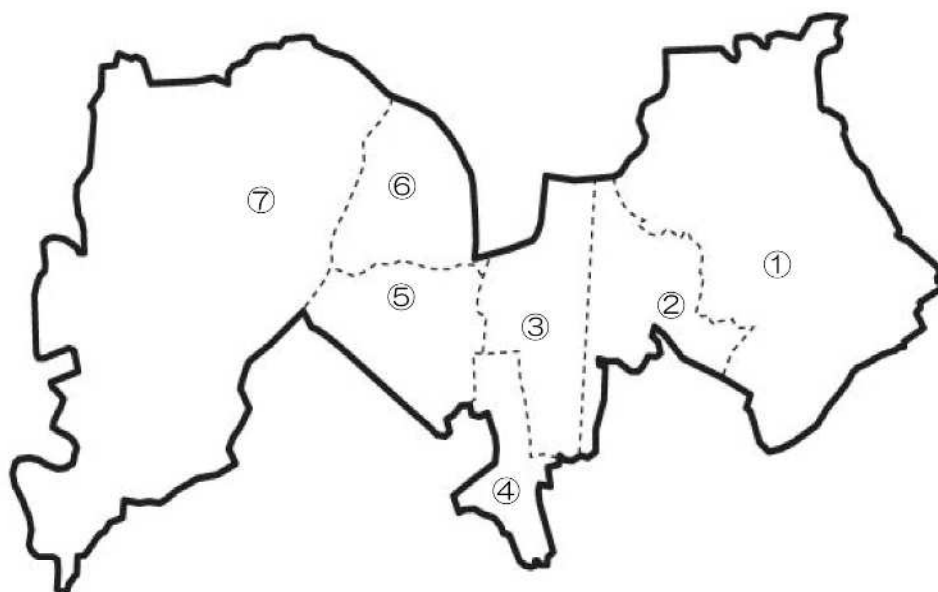
また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」、「中学校区」、「日常生活圏域(※)」、「市全域」に大別されます。

この計画では、「小学校区」を圏域の基本として、地域の生活課題に対応する圏域を設定します。



※「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

地域福祉計画で設定する圏域【小学校区】



【市内小学校一覧】

小学校名		所在地
①	加 納 小学校	桶川市坂田 883
②	桶川東小学校	桶川市坂田 239
③	桶 川 小学校	桶川市西 1-4-27
④	朝 日 小学校	桶川市朝日 2-18-1
⑤	桶川西小学校	桶川市下日出谷 836-1
⑥	日出谷小学校	桶川市上日出谷 885
⑦	川田谷小学校	桶川市川田谷 4213

5. 計画の期間

この計画は、桶川市総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図り、平成27年度から平成36年度までの10年計画とします。

中間の平成32年度で、社会情勢の変化や他計画の計画策定状況及び進行状況等を踏まえて計画の見直しを行います。また、他計画の計画期間等は下表のとおりです。（計画の進行管理については、第5章に掲載）

＜計画の期間＞

計画/年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
総合振興計画	前期 基本計画	(後期基本計画) 桶川市第五次総合振興計画								
地域福祉計画	桶川市地域福祉計画									
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第七次桶川市高齢者福祉計画 第六次桶川市介護保険事業計画			第八次桶川市高齢者福祉計画 第七次桶川市介護保険事業計画			第九次桶川市高齢者福祉計画 第八次桶川市介護保険事業計画			
子ども・子育て 支援事業計画	桶川市子ども・子育て支援事業計画									
障害者計画 障害福祉計画	第四次桶川市障害者計画 第四期桶川市障害福祉計画			第五次桶川市障害者計画 第五期桶川市障害福祉計画			第六次桶川市障害者計画 第六期桶川市障害福祉計画			
地域福祉 活動計画	桶川市第四次 地域福祉活動計画			桶川市第五次地域福祉活動計画						

6. 策定の経緯

● 桶川市地域福祉に関する市民意識調査(アンケート)の実施

計画策定にあたり、市民の考え方や意見をいただき、策定にあたっての資料とするため、無記名のアンケートにより市民意識調査を実施しました。

● 市民懇談会の実施

計画策定にあたり、地域福祉における「課題」や「将来像」、「取組方針」等に市民の意見・提言等を反映するために、市民懇談会を実施しました。

● 桶川市地域福祉計画策定委員会の設置(15名)(※以下、「策定委員会」と表記)

計画の策定にあたり、市内の福祉関係者や公募による委員など、様々な方からの意見を反映させるため、桶川市地域福祉計画策定委員会を組織し、策定にあたりました。(委員名簿は資料編に掲載)

● 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会の設置(16名)(※以下、「庁内検討委員会」と表記)

市役所庁内での検討にあたり、庁内の横断的組織として、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会を組織し、課題の検討を行いました。(委員名簿は資料編に掲載)

● パブリックコメント

平成26年12月8日から平成27年1月13日にかけて、パブリックコメントを実施しました。

第2章

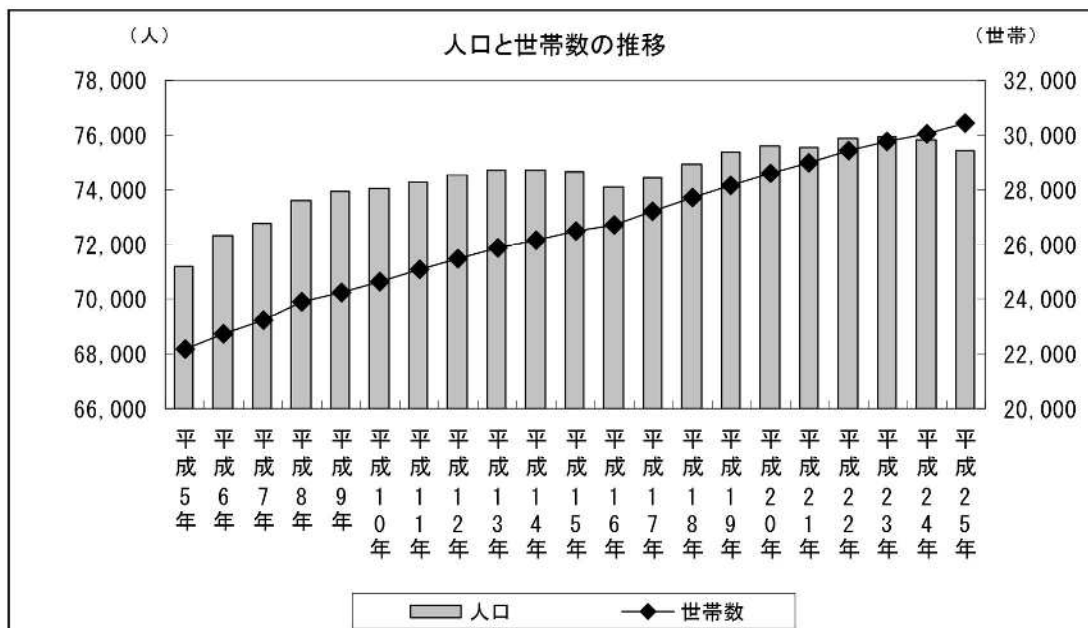
現状と課題

1. 桶川市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の状況

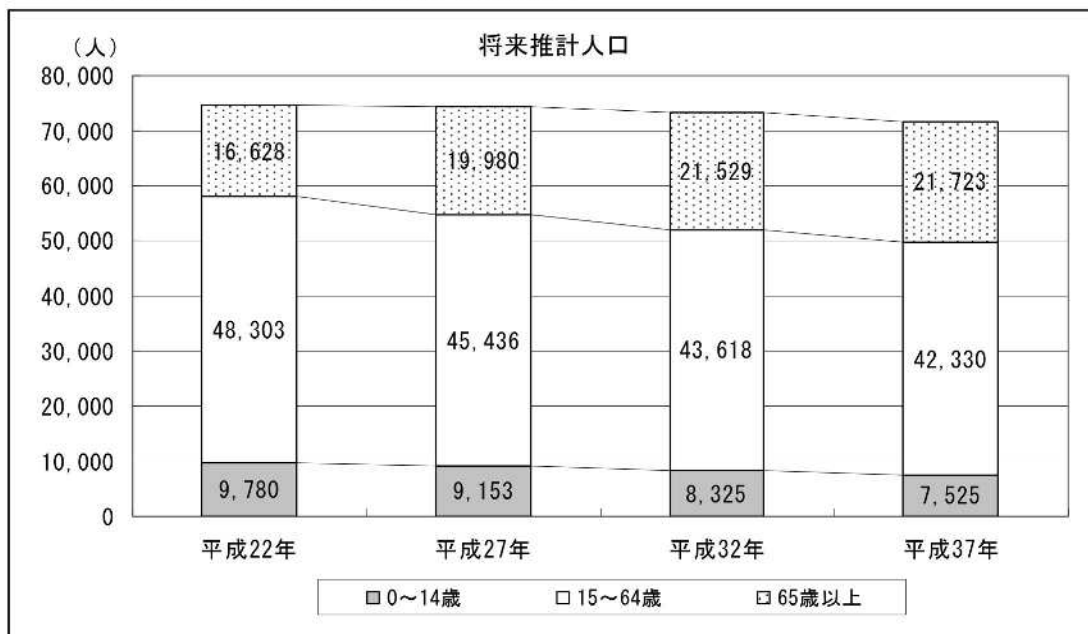
●総人口と世帯

総人口は、減少と増加を繰り返しながら、近年では横ばいとなっています。一方、世帯数は年々増加しています。



●将来推計人口

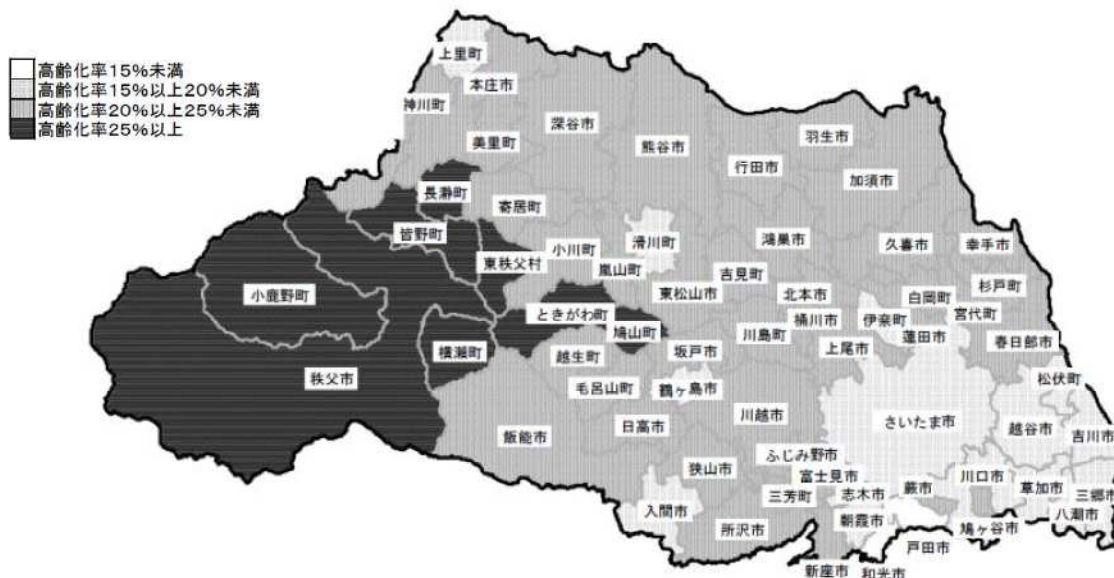
今後、総人口は減少していきますが、65歳以上人口は増加し続け、その一方で、年少人口は減少する予測となっています。



(2) 支援が必要な人の状況

● 県内市町村における高齢化率の状況

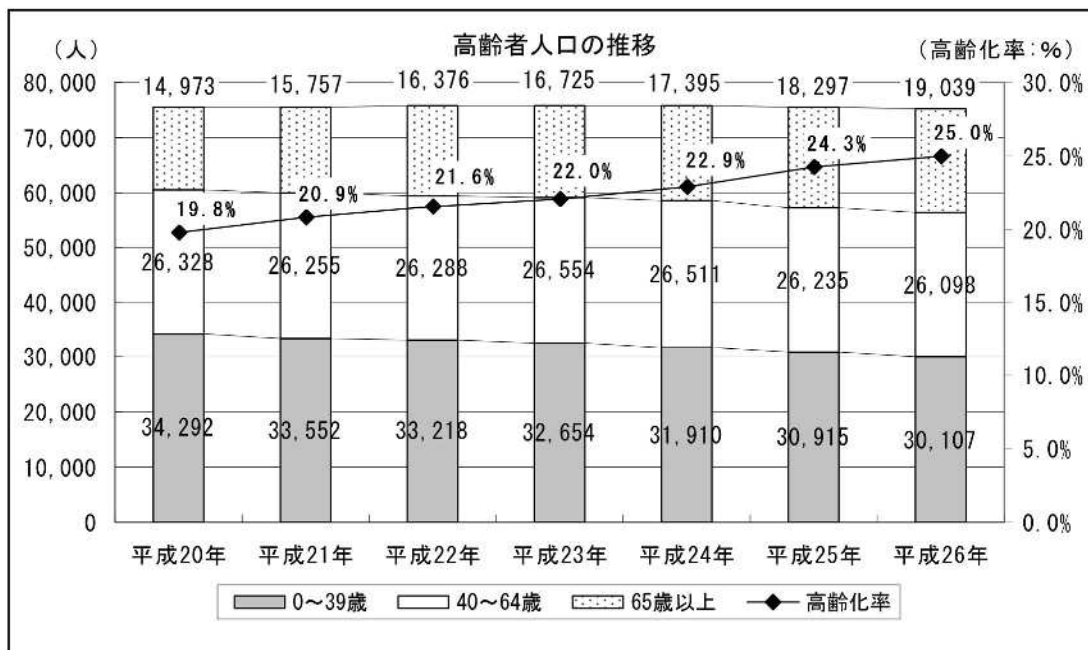
埼玉県の高齢化率は地域により差があり、平成22年では県南部が低く、秩父地域で高くなっています。しかし、今後は比較的高齢化率が低い県南部で急速に高齢化が進むと予測されます。



資料：平成22年 総務省「国勢調査」

● 高齢者人口の状況

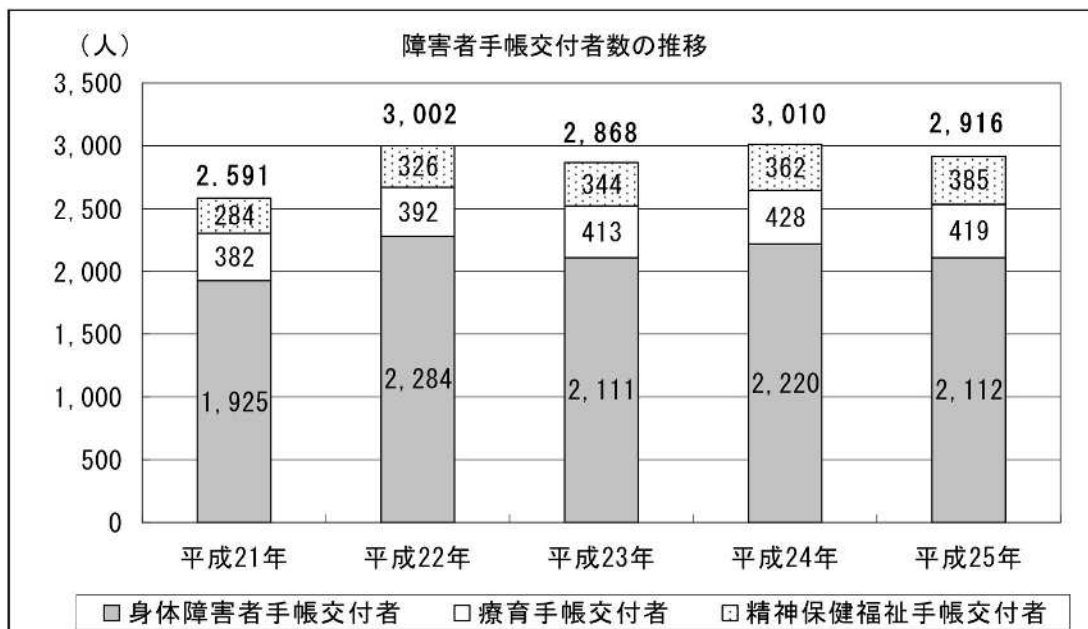
65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は平成26年には25.0%と、平成20年から約3割増となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

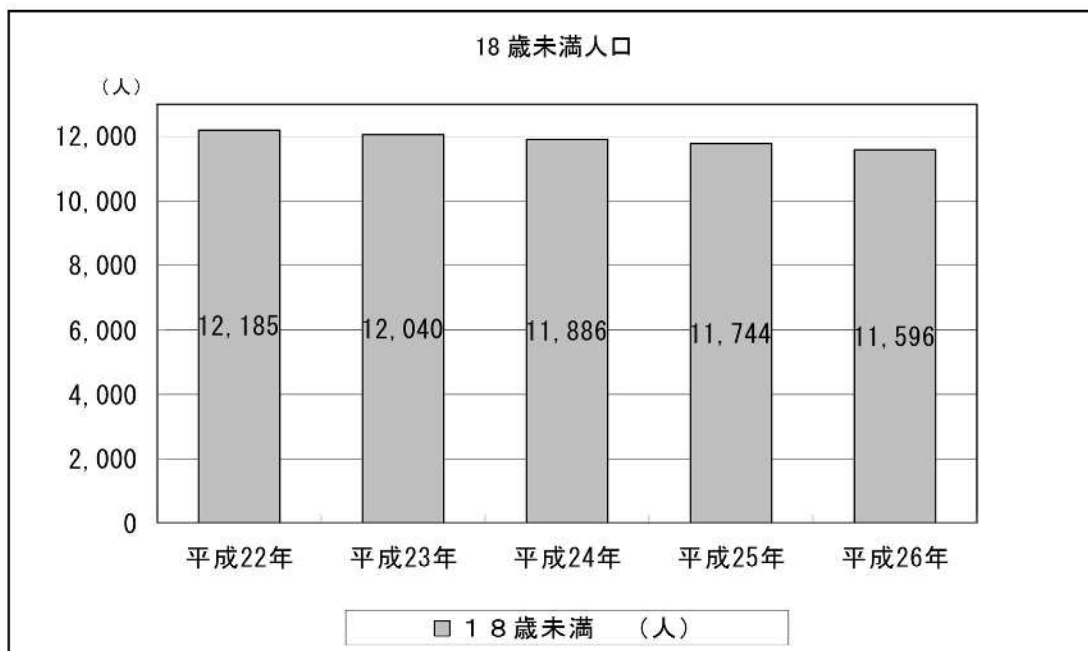
●障害者の状況

障害者手帳交付者数は、平成22年以降3,000人前後を推移しており、ほぼ横ばいとなっています。障害別に見ると、身体障害者手帳交付者は若干減少傾向にありますが、精神保健福祉手帳交付者は増加する傾向が見られます。



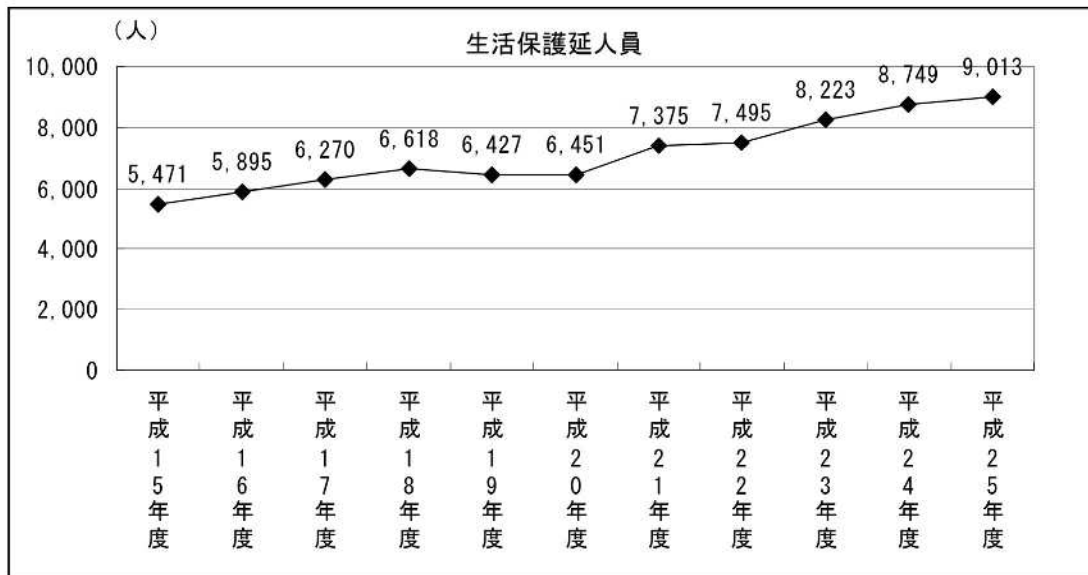
●子ども（18歳未満）の状況

平成26年の18歳未満の人口は11,596人で、平成22年より約5%（589人）減少しました。



●生活保護の状況

生活保護延人員は増加傾向にあり、平成 25 年度には 9,013 人と、平成 15 年度の約 6 割増となっています。特に、平成 20 年度以降の増加率が高くなっています。

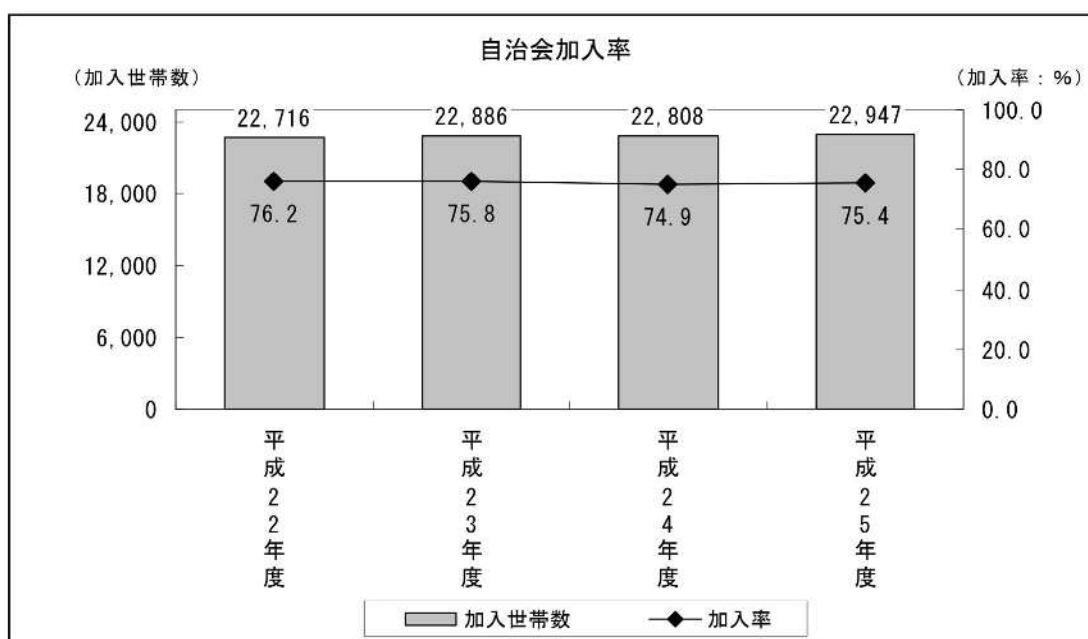


資料：社会福祉課

(3)地域活動の状況

●町内会・自治会の加入率の推移

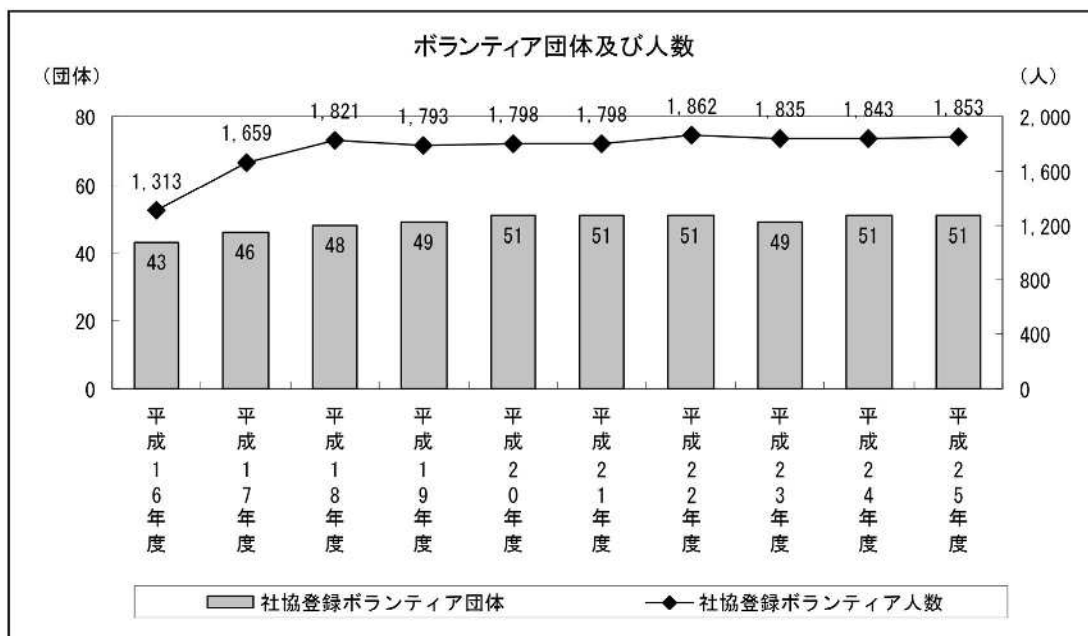
平成 25 年度の自治会加入世帯数は 22,947 世帯で、平成 22 年度より約 1% (231 世帯) 増加しました。また平成 25 年度の加入率は 75.4%で、平成 22 年度より約 1% (0.77%) 減少しました。



資料：自治文化課

●ボランティア・市民活動団体の推移

平成 25 年度の社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数は 51 団体で、平成 16 年度より約 2 割（8 団体）増えました。また平成 25 年度のボランティア人数は 1,853 人となっており、平成 16 年度より約 4 割（540 人）増えました。

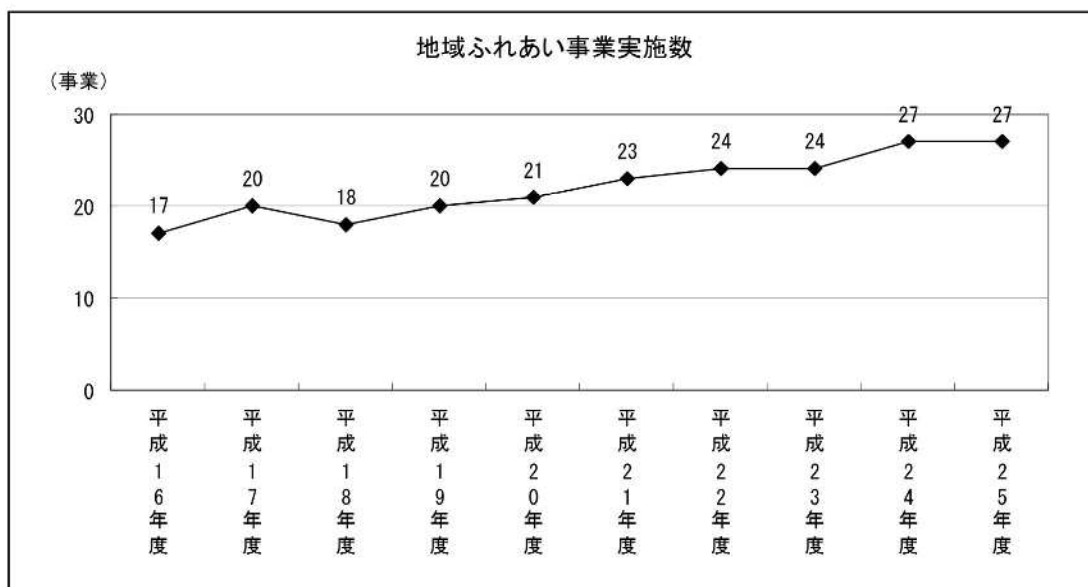


資料：桶川市社会福祉協議会

●社会福祉協議会の主な地域福祉活動

○地域ふれあい事業

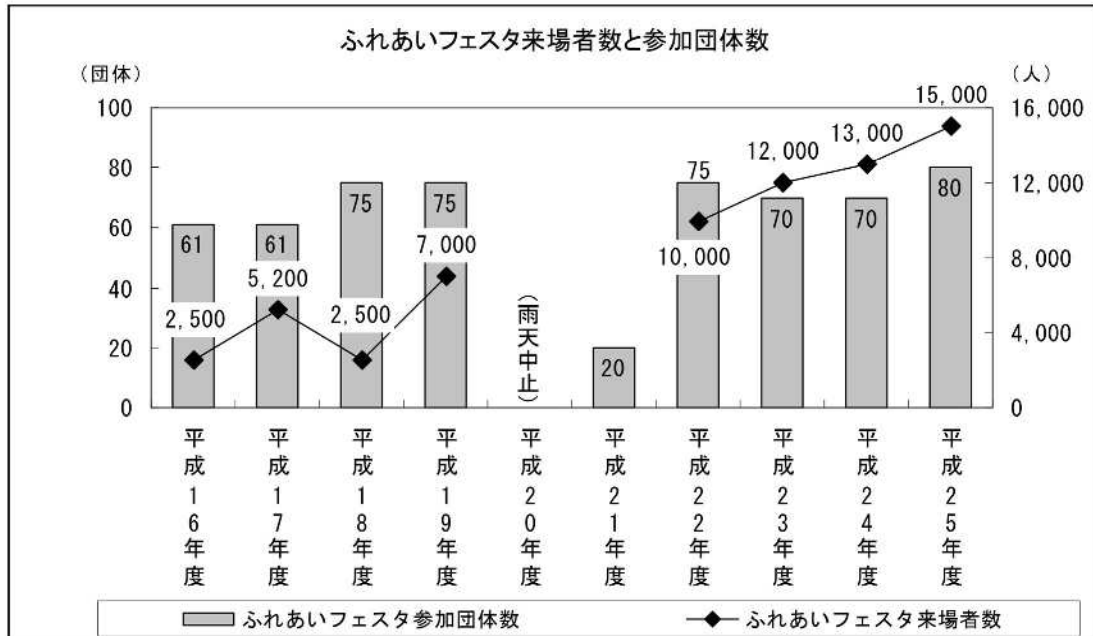
平成 25 年度には 27 事業で、平成 16 年度より 6 割（10 事業）増えました。
 （※「地域ふれあい事業」とは、平成 9 年度から実施している桶川市社会福祉協議会の事業。自治会の集会所に地域のボランティアが主体となって、高齢者のサロン活動（食事会、お茶会）を行うものです。）



資料：桶川市社会福祉協議会

○おけがわ春のふれあいフェスタ

平成 25 年度のふれあいフェスタの参加団体数は 80 団体で、平成 16 年度より約 3 割（19 団体）増え、来場者数は 15,000 人で、平成 16 年度より 6 割増えました。



資料：実行委員会事務局

※平成 22 年度より「おけがわ春のふれあいフェスタ」として実施しており、平成 21 年度以前は桶川市社会福祉協議会が単独で実施していました。（平成 19 年度以前は「福祉まつり」として、また、平成 20 年度、21 年度は「ふれあいフェスタ」として実施）
 ※平成 21 年度は雨天開催により途中で中止となったため、来場者数の統計データはありません。

（４）各データから見る桶川市の地域福祉を取り巻く環境

●さらなる少子高齢化の進行、支援を要する人の増加が予想される

近年、人口は横ばい傾向にありますが、将来的には人口は減少し、65 歳以上人口は増加し続け、その一方で年少人口は減少する予測となっています。

また、障害者や生活保護を受ける人、虐待の件数等も増加傾向にあり、今後も地域で支援を要する人が増えることが予想されます。

●地域福祉に関わる人材や活動の増加傾向が見られる

社会福祉協議会の主催する「地域ふれあい事業」の事業数や「ふれあいフェスタ」の来場者・参加団体数も増加傾向にあり、市内で地域福祉に関わる人材や活動が増えている傾向が見られます。

2. 各種調査結果の概要

(1) 桶川市地域福祉に関する市民意識調査結果

「桶川市地域福祉計画」の策定にあたり、①地域における福祉課題の実態、②地域福祉推進にあたっての「自助」「共助」「公助」に対する考え方、③地域福祉活動の推進方策、④災害時の避難や地域での孤立に対する対応策を検討するにあたっての基礎資料とするために「桶川市地域福祉に関する市民意識調査」（以下、本編では「市民意識調査」という。）を実施しました。

●調査の設計・回収結果

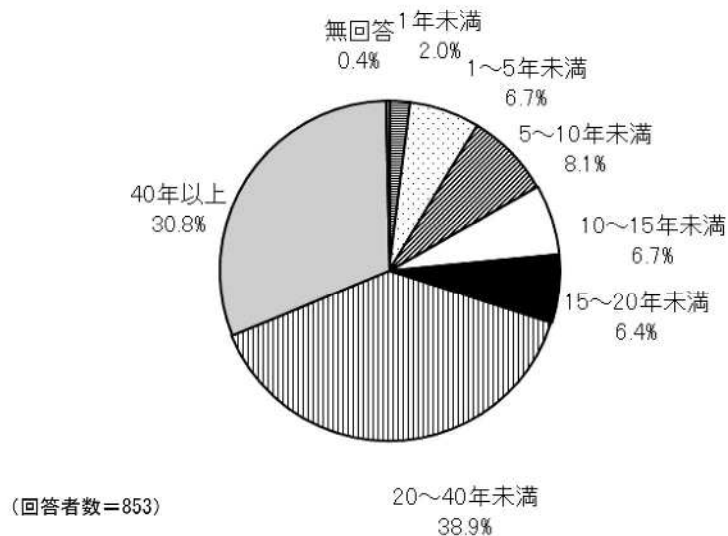
対象	一般市民
抽出方法	市内在住の20歳以上の市民より無作為抽出
配布回収	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成25年10月30日～11月13日
配布	2,000件
回収	853件(回収率42.6%)

●回答者について

【在住年数について】

桶川市の在住年数をお答えください。

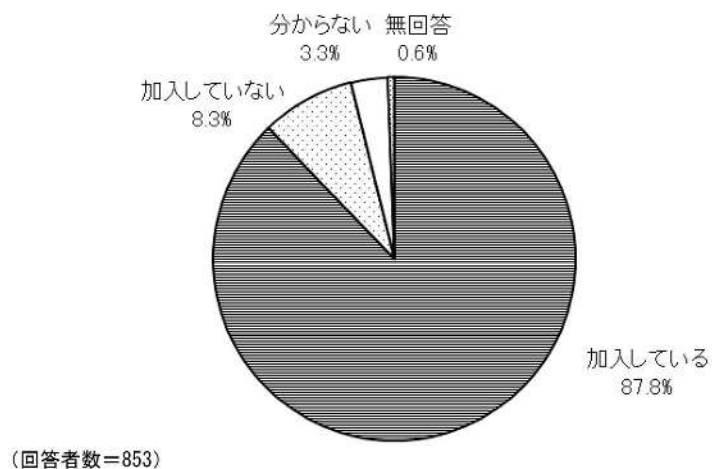
「20～40年未満」という回答が最も多く、38.9%となっています。次いで「40年以上」が30.8%、「5～10年未満」が8.1%、という順になっています。



【自治会（町内会）への加入状況】

あなたの世帯は自治会（町内会）に加入していますか。

「加入している」という回答が最も多く、87.8%となっています。次いで「加入していない」が8.3%、「分からない」が3.3%、という順になっています。



●地域での暮らしについて

ア 「高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている」

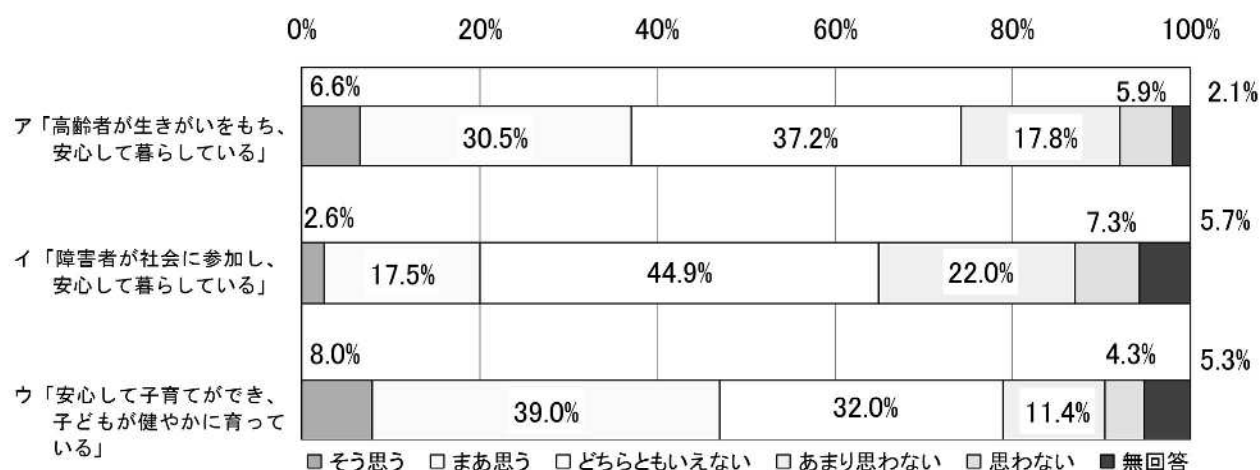
「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.2%となっています。次いで「まあ思う」が30.5%、「あまり思わない」が17.8%、という順になっています。

イ 「障害者が社会に参加し、安心して暮らしている」

「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.9%となっています。次いで「あまり思わない」が22.0%、「まあ思う」が17.5%、という順になっています。

ウ 「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」

「まあ思う」という回答が最も多く、39.0%となっています。次いで「どちらともいえない」が32.0%、「あまり思わない」が11.4%、という順になっています。



(回答者数=853)

エ 「必要な福祉サービスを安心して利用できる」

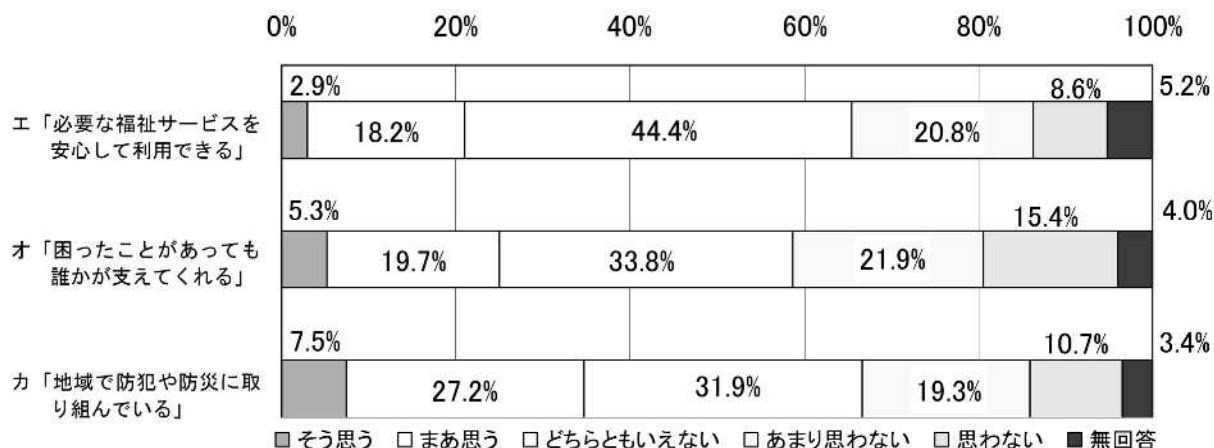
「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.4%となっています。次いで「あまり思わない」が20.8%、「まあ思う」が18.2%、という順になっています。

オ 「困ったことがあっても誰かが支えてくれる」

「どちらともいえない」という回答が最も多く、33.8%となっています。次いで「あまり思わない」が21.9%、「まあ思う」が19.7%、という順になっています。

カ 「地域で防犯や防災に取り組んでいる」

「どちらともいえない」という回答が最も多く、31.9%となっています。次いで「まあ思う」が27.2%、「あまり思わない」が19.3%、という順になっています。



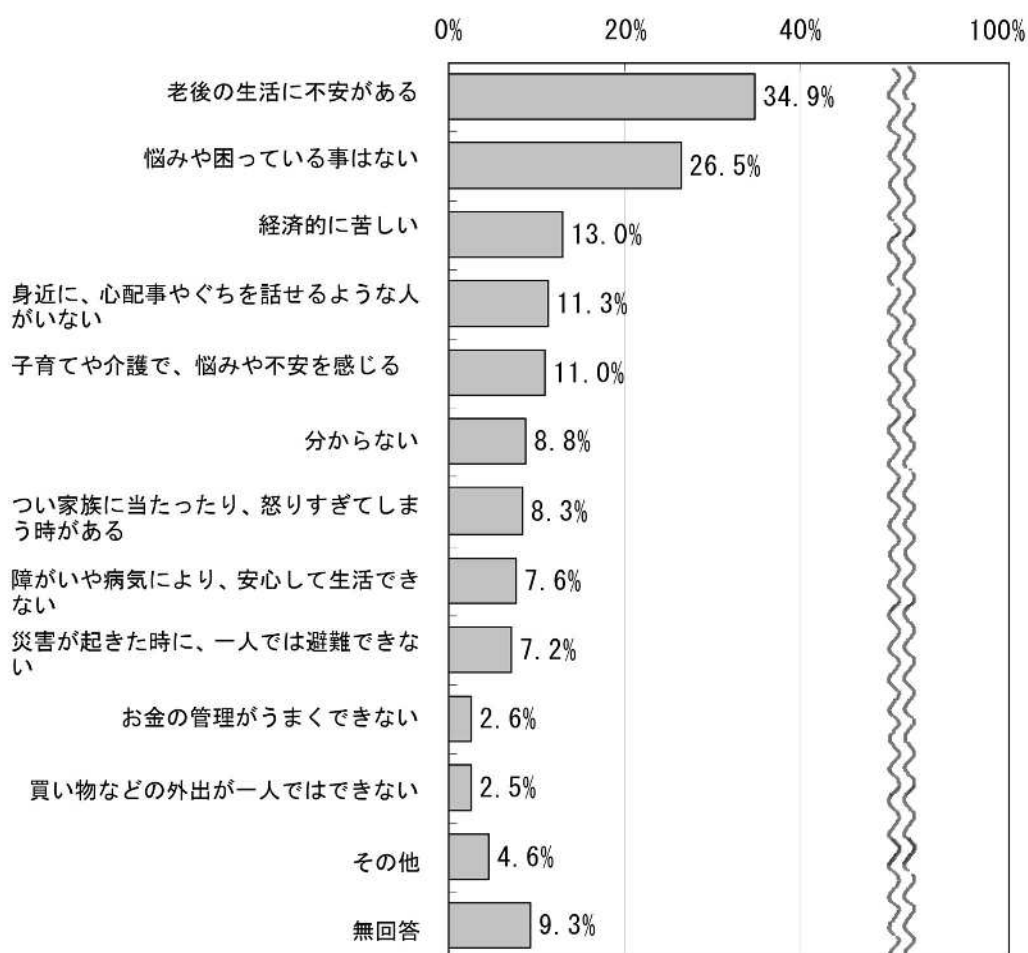
(回答者数=853)

第2章 現状と課題

【日常生活の悩みや困りごと】

日常生活の中で、あなたや家族が感じる悩みや困りごとは何ですか。(複数回答)

「老後の生活に不安がある」という回答が最も多く、34.9%となっています。次いで「悩みや困っていることはない」が26.5%、「経済的に苦しい」が13.0%、という順になっています。



(回答者数=853)

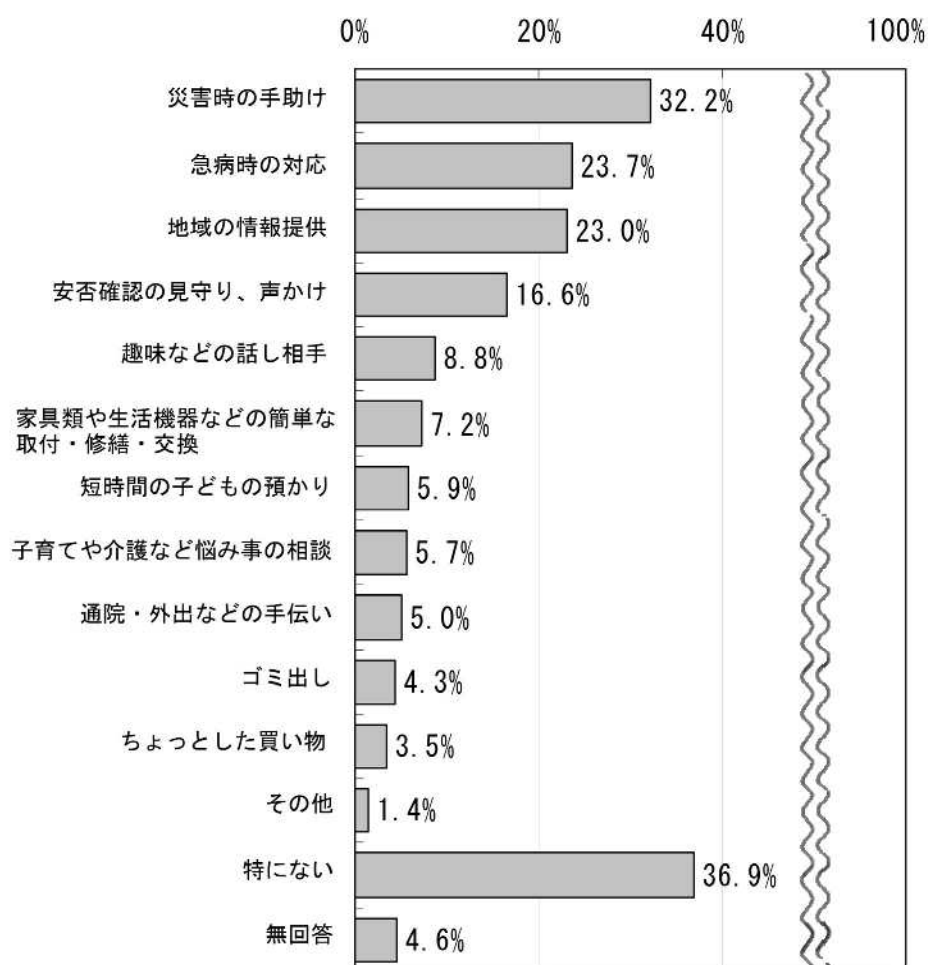
●地域での支えあいについて

【地域の人に手助けしてほしいこと】

地域で安心して暮らすために、あなたが地域の人たちに手助けしてほしいことは何ですか。

(複数回答)

(「特にない」36.9%を除くと)「災害時の手助け」という回答が最も多く、32.2%となっています。次いで「急病時の対応」が23.7%、「地域の情報提供」が23.0%、という順になっています。



(回答者数=853)

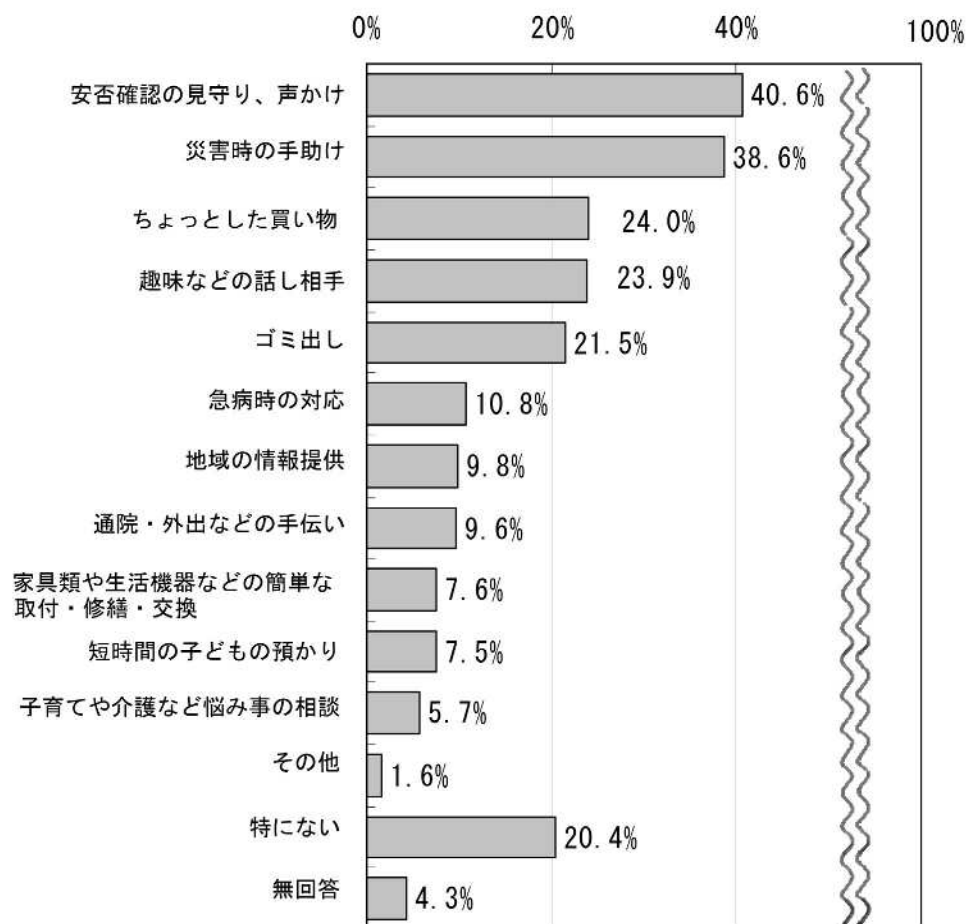
第2章 現状と課題

【自分が地域の人たちにできること】

地域で安心して暮らすために、あなたご自身が地域の人たちにできることは何ですか。

(複数回答)

「安否確認の見守り、声かけ」という回答が最も多く、40.6%となっています。次いで「災害時の手助け」が38.6%、「ちょっとした買い物」が24.0%という順になっています。

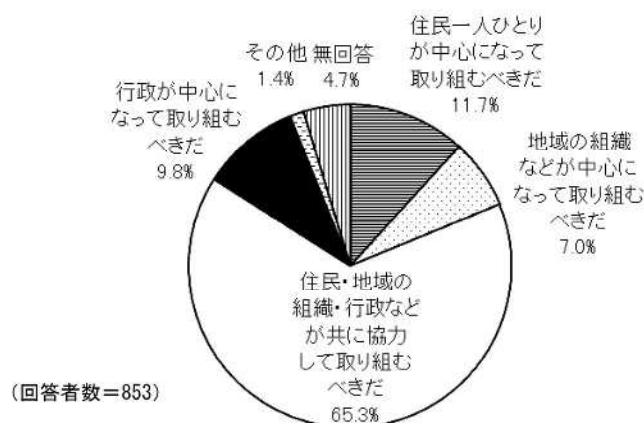


(回答者数=853)

【自分が地域の人たちにできること】

住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを実現するために、特に誰が主体となって取り組むべきだと思いますか。

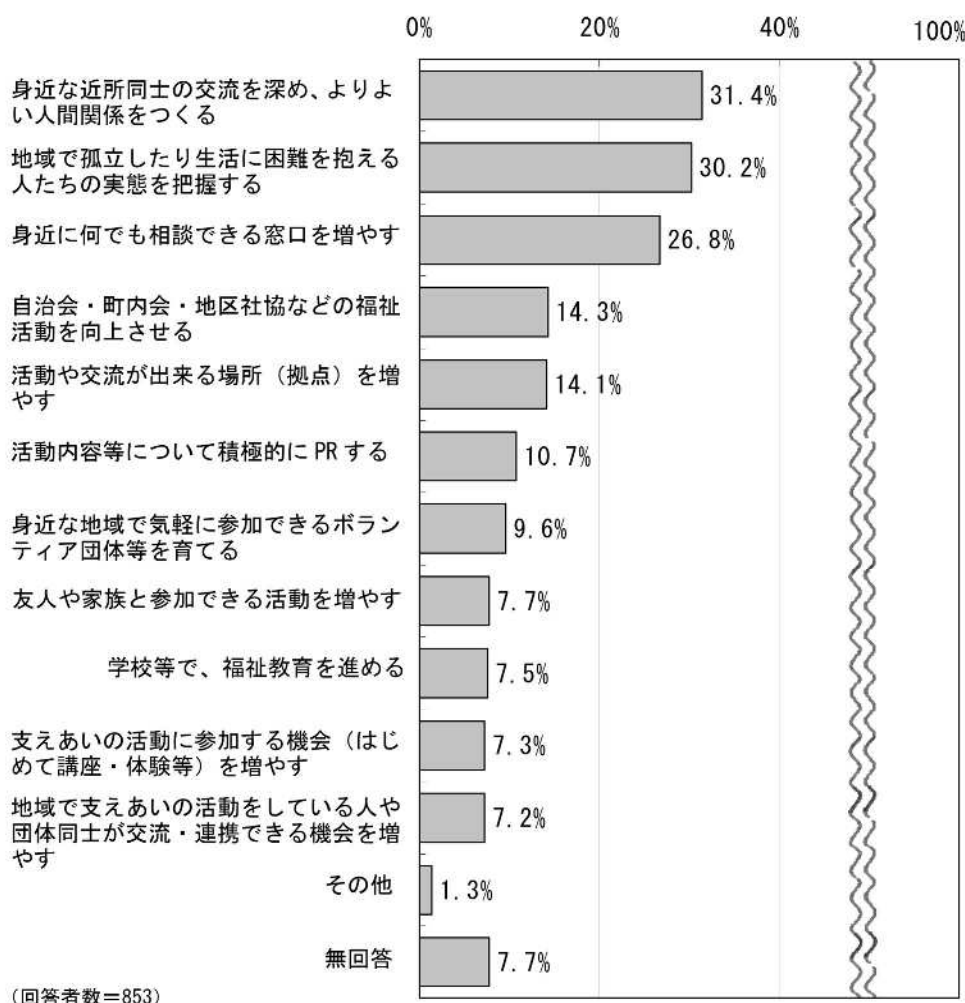
「住民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組むべきだ」という回答が最も多く、65.3%となっています。次いで「住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ」が11.7%、「行政が中心になって取り組むべきだ」が9.8%、という順になっています。



【地域での支えあいに必要なこと】

今後、地域での支えあいを促進するためには、何が必要だと思いますか。(2つまで○)

「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」という回答が最も多く、31.4%となっています。次いで「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」が30.2%、「身近に何でも相談できる窓口を増やす」が26.8%、という順になっています。



(2)市民懇談会結果

市内で生活や活動をする市民・地域福祉関係団体の立場から、桶川市の福祉環境に関する現状と課題等を踏まえ、「今、地域で取り組んでいることや感じていること（良い点・課題）」、及び「地域の皆で取り組めること」を検討し、計画に反映するために、市民懇談会を開催しました。

●日時・場所・参加者

	1 日 目	2 日 目
開催日時	平成 26 年 7 月 12 日（土）	平成 26 年 7 月 13 日（日）
開催時間	10：00～11：30	10：00～11：30
開催場所	桶川市保健センター	地域福祉活動センター

- ・一般市民（公募）、及び市内の地域福祉関係団体の関係者により構成。
- ・参加者は、1 日目は 28 名。2 日目は 31 名。
（※庁内検討委員会・策定委員会メンバーを除く）

分 野	地域福祉関係団体
子ども	子育て支援団体の関係者
障害者	当事者の会、親の会、障害者支援団体の関係者
高齢者	老人クラブ、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の関係者
地域全般	自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会関係者

●検討内容の概要

- ①「今、取り組んでいることや感じていることを出しあおう」
 - ・今、取り組んでいることでは、各分野から、地域での見守りや声かけ、交流の場づくり、イベント等が共通して挙げられました。

分 野	今、取り組んでいること
子ども	・日頃からの見守り ・交流の場づくり ・スポーツや学習の指導 ・相談や話し相手になる ・情報提供
障害者	・相談対応や生活支援 ・交流（家族会・車いす体験・盲人卓球等を通じた交流等） ・イベント（定期的な旅行など） ・福祉教育
高齢者	・健康づくり ・介護予防 ・交流やふれあい ・災害時の支援体制 ・高齢者による子どもの見守り ・ボランティア活動 ・傾聴
地域全般	・日頃からの見守りや声かけ ・健康づくり ・交流や行事（健康体操・七夕など季節の行事・子ども会・史跡案内等）

②感じていること（良い点・課題）

- ・「良い点」としては、地域でのつながりや活動・人材育成等の取組がある点が挙げられました。また、交流（世代間交流や団体同士）も行われており、そのような機会をさらに増やしていきたいという声が挙げられました。
- ・「課題」としては、地域とつながりをもてずに孤立している人への支援や、活動の担い手の減少・高齢化が挙げられました。

分 野	良い点	課題
子ども	・ あいさつや声かけの取組 ・ スポーツや学習等の活動及び指導	・ 子どもの数の減少 ・ 子どもや親の孤立 ・ 親へのサポートが必要 ・ 情報の伝わりにくさ ・ 地域や子ども同士のつながりの希薄
障害者	・ 様々な福祉サービスの利用ができる ・ 相談や、あいさつができる人とのつながり	・ 地域における障害理解の不足 ・ ネットワークの不足 ・ 活動の高齢化
高齢者	・ 生活支援のボランティア活動（移動・生活等） ・ 交流の機会 ・ 活動者のスキルアップ講座開催	・ 地域にとけこみにくい人がいる ・ 移動困難な人の増加 ・ 活動者と利用者の高齢化 ・ 担い手の減少 ・ 当事者だけでなく家族支援も必要 ・ 活動の属人化（リーダーの力量に依存するところが大きい）
地域全般	・ 世代間交流 ・ 市民同士の学びあい ・ 団体同士の交流	・ 地域でつながりがもちにくい ・ 活動者の高齢化と減少 ・ 行事等の減少

③「地域の皆で取り組めることを考えよう」

- ・「市民ができること」としては、身近な地域におけるあいさつのできる関係性づくりや様々な活動への参加が挙げられました。
- ・「地域ができること」としては、地域内での活動者や活動団体の連携、（分野や世代を超えた）居場所づくり、人材育成、地域や活動の情報発信が挙げられました。
- ・「行政が支援すること」としては、活動を促進するための場所提供や情報発信、新たに活動を始めたい市民が参加しやすい機会づくり等が挙げられました。

分 野	地域ができること
子ども	・ 地域で日頃から子どもを助け、見守ることのできる人材の育成 ・ 親や子の地域における身近な居場所づくり
障害者	・ 分野や団体を超えた、活動者や団体のネットワーク化 ・ 地域で障害理解を深める取組の実施（勉強会等）
高齢者	・ 地域の中でつながりをもてず、孤立している人の把握 ・ 誰でも気軽に参加しやすい活動の工夫 ・ サロンなど語りあえる居場所づくり
地域全般	・ （自治会単位など）身近で気軽に参加できる場所での地域活動の展開 ・ 活動内容のPR ・ 地域内での関係組織の連携 ・ 次世代を担う人材育成

●当日の様子(検討風景)

①平成26年7月12日(土)

開催場所：桶川市保健センター

子ども班



高齢者班



障害者班



地域全般班



②平成26年7月13日(日)

開催場所：地域福祉活動センター

子ども班



高齢者班



障害者班



地域全般班



3. 課題の整理

「桶川市の地域福祉を取り巻く状況」（P8～P13）、「市民意識調査」・「市民懇談会」等を踏まえ、次のように課題を整理しました。

地域におけるつながりや支えあいのさらなる発展

桶川市では、地域での見守りや声かけなどつながりを育む活動や、各分野での活動があり、また自治会加入率の高さや在住年数の長さからも、全世代を通じて地域との関わりの深さがうかがえます。一方で、高齢化や集合住宅化等により、「地域とつながりをもちにくい」「孤立や困難を抱えている」と感じる市民も少なくなく、地域におけるつながりや支えあいのさらなる充実が必要です。

①市民・地域・行政等の協働による取組

市民意識調査においては、全年代・地区を通じて、「市民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組む」考えが最も多くなっています。また市民懇談会では、地域課題に対して、市民・地域・行政等のそれぞれが取り組むべきことが挙がり、それぞれの立場で役割を果たすことで協働して課題解決につなげていく方向性が示されました。それらの結果からも市民・地域・行政等の協働による取組が重要です。

②市民・地域の意欲と力を活かした地域福祉の推進

市民懇談会では、「市民が取り組むこと（自助）」として、地域福祉活動への参加や地域における関係性づくり（見守りや声かけ等）に積極的に取り組みたいという意見が数多く挙がっています。また、「地域が取り組むこと（共助）」でも、活動を担う人材育成・居場所づくりや情報発信などが挙がっており、これらの市民や地域のもつ高い意欲や力を活かした地域福祉を推進していくことが必要です。

③身近な地域での相互理解と支えあいの促進

市民懇談会では、参加者の市民から「自分達の生活する身近な地域でのつながりや支えあいが重要」であり、そのために「あいさつなどの声かけから始めて、関係性を築いていくことの大切さ」について、分野（高齢・障害・子育て・地域全般）を超えて、共通して意見が多く出されました。特に障害分野では、地域における障害理解の必要性が挙げられました。また、市民意識調査においても、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域での支えあいが重要だという意見が出ており、それらの結果からも身近な地域での相互理解と支えあいの促進が重要です。

④誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域づくり

市民意識調査においては、高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるために、適切な福祉サービスを利用できることを求める声が挙がっています。また、市民懇談会では、分野（高齢・障害・子育て・地域全般）ごとに様々な地域課題が出されました。それらの結果から、誰もが安心していきいきと暮らすことのできるための基盤づくりが重要となっています。

第3章

計画の考え方

1. 基本理念

共に支えあい、いきいきと暮らせる桶川



地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができる地域を目指します。

2. 目指す姿

基本理念を踏まえ、具体的な目指すまちの姿を次のように設定します。

I. 市民・地域・行政等が協働で取り組むまち

様々な地域課題に対して、市民・地域・行政等がそれぞれの立場で協働して取り組むまち

II. 市民・地域の意欲と力を活かすまち

市民活動や地域のつながりづくりに「積極的に取り組みたい」という市民や、地域のもつ高い意欲と力を活かすまち

III. 相互理解と支えあいを育てるまち

市民が、お互いを理解しあい、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域で支えあえるまち

IV. 誰もが安心していきいきと暮らすことのできるまち

高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるまち

3. 基本方針

基本理念・目指す姿を踏まえ、基本方針を次のように設定します。

①市民との協働による地域づくり

「桶川市協働推進条例」に基づき、市民・地域（地縁団体、市民団体、企業、事業者など）・行政等が互いに立場及び特性を活かし、地域福祉の推進という共通の目的のために協働して地域づくりを進めます。

②市民の主体的な参画による地域づくり

市民や地域の意欲と力を活かすまちを目指し、活動支援や連携の推進、地域福祉を担う人材の育成を行うことにより、市民の主体的な参画と協働による地域づくりを進めます。

③地域でのつながりをもち支えあう地域づくり

相互理解と支えあいを育てるまちを目指し、人々がつながるために必要な仕組みを構築することにより、お互いに支えあう地域づくりを進めます。

④必要な支援が安心して利用できる地域づくり

地域で生活や人権が守られる活動を推進し、必要な支援を安心して利用できる地域づくりを進めます。

⑤安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくり

誰もが安心・安全で、いきいきと快適に暮らせる地域づくりを進めます。



4. 計画の体系



5. 主な取組

(1) 位置づけ

「市民意識調査」と「市民懇談会」の調査検討結果及び「桶川市の地域福祉を取り巻く状況」（P8～P13）等を踏まえた「課題の整理」（P25）、また「計画の体系」（P30）等を踏まえ、特に重要度の高いものを「主な取組」として位置づけます。

計画の課題

- 地域におけるつながりや支えあいのさらなる発展

主な取組

- ① 市民・地域・行政等の協働による取組
- ② 市民・地域の意欲と力を活かした地域福祉の推進
- ③ 身近な地域での相互理解と支えあいの促進
- ④ 誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域づくり



(2) 設定の視点

「主な取組」は、上記の計画の課題及び計画の体系等を踏まえ、次の視点に基づいて設定します。

● 視点1

市民、地縁団体、市民団体、企業、事業者及び市が、立場及び特性を活かし、共通目的のために協働することを必要とする。

● 視点2

桶川市の地域福祉を取り巻く社会的潮流、策定委員会・庁内検討委員会による検討結果及び市民意識調査・市民懇談会の調査結果等から、特にニーズが強く、早期に対応が望まれていることを必要とする。

● 視点3

地域の中での課題に対して、市民の主体性や意欲を活かしながら、地域のつながりや、行政の支援等との連携により解決を図ることを必要とする。

(3)主な取組の内容

計画の体系の基本方針ごとに、次の事業を重点的に取り組みます。

・基本方針① 市民との協働による地域づくり

桶川市市民活動サポートセンターによる市民活動支援



桶川市市民活動サポートセンターでは、市民活動の実施や交流の場としての会議室・交流サロンの貸し出し、市民活動に関する情報提供、活動に関する相談や研修支援、資料作成のための印刷作業スペースの設置等を通じて、市民活動に関わる団体・市民を支援します。

※市民活動サポートセンターとは、市民活動の情報提供や相談・会議室の貸出し等を行い、市民活動に関わる団体・市民を支援する施設のことです。

・BENIBANA WALK桶川内（1階）
電話 048-786-2400 FAX048-789-0009

・基本方針② 市民の主体的な参画による地域づくり

ボランティアを担う人材の育成

社会福祉協議会を中心に、ボランティア・市民活動の見本市や情報誌の発行、小中学校への福祉体験学習へのボランティア講師派遣、中高生に対する福祉関連のイベントや施設での活動紹介等を通じて、人材を育成します。

【目標値】H29 年間活動者 20,000 人 （※H25 実績：16,000 人）

地域福祉推進体制の整備



地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と市民、団体、事業者、行政が連携して推進します。特に、地域に密着して福祉活動を行う地区社会福祉協議会の組織化を図り、地域福祉推進体制の基盤づくりを進めます。

【目標値】H29 地区社協 12 地区 （※H25 実績：9 地区）

・基本方針③ 地域でのつながりをもち支えあう地域づくり

一人ひとりがつながりをもち支えあう仕組みづくり



桶川市でも都市化の進展に伴い、地域におけるつながりが希薄になっています。孤独死など社会問題化している今日、地域において支えあう仕組みを作るには、お互いが違いを認めあい、尊重しあうことが大切です。そして、一人ひとりがつながる気持ちをもち、地域活動に参加する意識を高めることにより、地域での支えあいや助けあいの基盤づくりを推進します。

生活困窮者に対する支援

生活に困窮している市民に対して、就労その他の自立に関する相談支援や、離職により住宅を失った人を対象とした住宅確保給付金の支給（※期限あり）、就労準備支援・学習支援等を行い、生活保護に至る前の自立支援を行います。

・基本方針④ 必要な支援が安心して利用できる地域づくり

子育て支援センターを通じた子育て中の親子への支援

地域の身近な支援拠点である子育て支援センターを中心に、地域の親子に対して、交流機会（サロン等）や育児相談、子育て支援に関する情報提供、子育てサークル支援等を通じて、子育ての不安解消や子どもの健やかな成長を促進します。

※子育て支援センターとは、育児の相談や情報提供などを行う子育てに関する総合窓口のことです。

- ・【桶川市日出谷子育て支援センター】 桶川市上日出谷 920-7
電話 048-789-2581 FAX 048-787-6530
- ・【桶川市駅前子育て支援センター】 桶川市南 1-1-14
電話 048-774-9979 FAX 048-774-0963

【目標値】H31 地域子育て支援拠点 7か所 （※H25実績：6か所）

相談支援センターを通じた障害者の地域生活支援

相談支援センターを通じて、障害のある方やその家族が、地域の中で生活するうえで、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、各種情報提供などを行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

※相談支援センターとは、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行う機関のことです。

- ・【わおん】 桶川市坂田 777
電話 048-729-1195 FAX 048-728-7141
- ・【杜の家】 上尾市緑丘 2-2-27
電話 048-778-3531 FAX 048-778-3533



地域包括支援センターを通じた高齢者や家族の総合相談支援

地域包括支援センターを通じて、高齢者や家族等の相談を総合的に受け、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが連携して支援に取り組みます。

※地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるように福祉・保健・医療など、様々な面で支援する機関のことです。

- ・【桶川市地域包括支援センター ハートランド】 桶川市坂田 1725
電話 048-777-7055
担当地区：東、西、南、北、寿、神明、国道西側の坂田、国道西側の加納
- ・【桶川市地域包括支援センター ルーエハイム】 桶川市泉 1-2-5
電話 048-789-2121
担当地区：泉、下日出谷、下日出谷西、鴨川、朝日、若宮
- ・【桶川市地域包括支援センター 社会福祉協議会】 桶川市末広 2-8-8
電話 048-728-2265
担当地区：末広、国道東側の坂田、坂田東、国道東側の加納、篠津、五丁台、舎人新田、小針領家、倉田、赤堀
- ・【桶川市地域包括支援センター ねむのき】 桶川市川田谷 5830-1
電話 048-783-5311
担当地区：上日出谷、川田谷

・基本方針⑤ 安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくり

避難行動要支援者名簿の作成による助けあいの仕組みづくり



災害時に自力で迅速に避難することが困難な人の名簿を作成し、その情報を活用して災害時に身近な市民等が手助けをできる支援体制を整備することで、いざという時に誰もが助けあいの中で安全に避難ができるような地域づくりにつなげます。

元気でいきいきと過ごす市民の健康づくり

いつまでも健康で元気に過ごすことは誰もの願いです。
桶川市では、健康体操事業や健康長寿いきいきポイント事業、スポーツ教室などの事業を通じて市民の健康づくりを推進します。

第4章

施策の展開

施策の展開

本章では、市民意識調査や市民懇談会、パブリックコメントを通じて市民の皆様からいただいた意見等を踏まえて、各施策の柱ごとの方向性と、「市民」「地域」「行政等」のそれぞれが取り組む内容を示しました。

なお、「市民」「地域」「行政等」における役割分担の主な内容は、以下のとおりです。（※詳細は第5章『計画を推進するために』1（2）「役割分担」を参照）

市民	地域福祉に対する理解、交流と活動参加、見守りや支えあい等
地域	各組織の特性を活かした連携、人材育成、情報発信等
行政等	人材や団体の育成と活動支援、地域福祉の基盤整備、相談窓口の充実

1. 活動支援や交流・連携の推進

・市民や団体同士のネットワークづくり

<施策の方向>

地域の中で市民や団体同士が互いの力や意欲を活かしながら、地域福祉を押し進めていけるようつながりを深める施策の充実に努めます。

●市民が取り組むこと

- ・身近な隣近所や、地域での行事、活動に関心を持つ
- ・自ら積極的に交流や参加に取り組んで、地域とのつながりを持つ

●地域で取り組むこと

- ・市民が気楽に集まったり、活動等に参加してつながりをもてるような身近な地域での機会を増やす
- ・地域の中で、活動団体同士が分野や団体を超えて連携して、互いの活動を発展、強化していく



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
市内の地域福祉活動、ボランティア活動の支援	・地域福祉活動センター事業（社会福祉協議会） ・ボランティア・市民活動センター事業（社会福祉協議会）
イベントを通じて、市民や団体同士が交流、つながりの機会をもてる場の提供	・おけがや春のふれあいフェスタ事業（社会福祉協議会、環境課、生涯学習文化財課）
子育て支援ネットワークづくりの推進	・子育て支援団体の育成（保育課） ・子育てグループのネットワークづくりの推進（保育課）

・地域における活動の場や交流機会の提供

＜施策の方向＞

地域の中で、様々な年代や立場の人が交流したり、自らの意欲と力をもって活動できる場所や機会を提供します。

●市民が取り組むこと

- ・自分の意欲や力を活かせる活動や交流の機会に積極的に参加する
 (例… 高齢者：いきいき健康農園
 障害者：障害者交流サロン
 子育て世代：ファミリー・サポート・センター、児童館)

●地域で取り組むこと

- ・地域の中での活動場所や交流機会となるような、イベント（お祭り・地域の行事・スポーツ等）や居場所づくりを行う



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
地域における活動・交流の場の提供	・シルバー人材センター事業（高齢介護課） ・老人福祉センター事業（高齢介護課） ・地域活動支援センター事業（障害福祉課） ・児童館事業（保育課） ・ファミリー・サポート・センター事業（保育課） ・子育て支援センター事業（保育課） ・いきいき健康農園事業（高齢介護課） ・地区別体育祭事業（スポーツ振興課） ・食事サービス事業（社会福祉協議会） ・おもちゃルーム事業（社会福祉協議会） ・ふれあい囲碁大会／ふれあい将棋大会（老人福祉センター） ・地域ふれあい事業（社会福祉協議会） ・障害者交流サロン（社会福祉協議会） ・子ども料理教室（児童館） ・地域交流会「あそぼう会」（保育所）

2. 協働を推進する地域づくり

・地域における協働の推進体制の整備

<施策の方向>

地域福祉を市全域で推進していくために、市民活動団体同士や関係機関が地域において連携できる体制を構築します。

●市民が取り組むこと

- ・地域の身近なつながりや関わりのある活動等を通じて、市民同士や団体間での交流や連携につなげる

●地域で取り組むこと

- ・活動団体同士が、日頃から顔を合わせて地域の事を話しあい、情報共有や交流、地域での活動に協力して取り組むなど、連携を深めるとともに、それぞれの活動を発展・強化させる

（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
地域の協働事業やネットワーク体制の支援	・桶川市市民活動サポートセンター事業（自治文化課） ・市民との協働事業（全課）

3. 地域福祉を担う人材の育成

・福祉教育と啓発の推進

<施策の方向>

地域の中で支援を必要としている高齢者や障害者などへの理解を深めるとともに、一人ひとりが共に支えあえる地域をつくることができるよう、福祉教育と啓発を充実します。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中で共に生活している高齢者や障害者、子ども等について関心と理解を深める
- ・日頃の挨拶や行事（地域活動）に参加して、互いに交流する
- ・社会福祉協議会の講座や事業等を活用して、地域福祉について学ぶ

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で様々な立場、年代の人と行事等で交流し、理解し合う
- ・日頃から互いに声をかけあい、支えあいの地域をつくる
- ・地域の中で、福祉教育に関する勉強会等を開催する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
福祉教育・学習機会の充実	・福祉に関する体験活動・交流活動（学校支援課） ・福祉教育活動支援事業（社会福祉協議会）

・地域福祉活動への参加促進

＜施策の方向＞

地域を市民一人ひとりの力でよりよくするための活動や、多様なボランティア活動等、市民の活動への意欲と参画を促進します。

●市民が取り組むこと

- ・地域の身近な活動に積極的に参加する
- ・地域の活動に、隣近所や友人等を誘い合って参加する

●地域で取り組むこと

- ・気軽に参加しやすい身近な場所で活動を展開する
- ・地域の中で、活動内容を積極的に周知する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
福祉活動の関心を高める、ボランティア体験の促進	・ボランティアスクール事業 （社会福祉協議会）
福祉活動（イベント等）の周知及び参加促進	・おけがわ春のふれあいフェスタ事業 （社会福祉協議会、環境課、生涯学習文化財課）

・地域で活躍する人材の育成

＜施策の方向＞

市民の知恵や力及び経験を活かし、これからの地域福祉を担う次世代の人材を桶川市全体で育成します。

●市民が取り組むこと

- ・各種養成講座に参加したり、人材バンクに登録するなどの活動を通じて、地域活動に積極的に参加して自らの能力を向上させ、活動に活かす

●地域で取り組むこと

- ・地域の人材を発掘し、地域行事や活動の場において、力を発揮してもらう機会を積極的に設ける
- ・地域で人材を発掘する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
福祉人材（手話通訳者、奉仕員）の養成	・福祉人材養成事業 （障害福祉課）
地域の様々な分野で活躍する人材の育成	・健康づくりサポーター養成講座 （健康増進課） ・桶川市職員出前講座 （生涯学習文化財課）
様々な特技をもつ市民・団体の情報集約とその活用	・桶川み・ら・い塾 人材バンク （生涯学習文化財課）

4. 地域活動(団体)への支援

・ボランティア団体、NPO等活動支援

<施策の方向>

市民の主体性を活かして、多様な分野に取り組むボランティア団体、NPO等の活動が実現するように、支援や情報発信等を行います。

●市民が取り組むこと

- ・ 関心のある分野や内容の活動に積極的に参加する
- ・ 団体の活動内容を身近な人達に紹介する（既に参加している市民の場合）

●地域で取り組むこと

- ・ ボランティア団体、NPO等の活動に活発に取り組み、地域の中での交流、見守り等の活動に活かしていく



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
ボランティア活動の支援	・ ボランティア活動支援事業（社会福祉協議会） ・ 地域福祉活動推進事業（社会福祉協議会） ・ 福祉団体活動推進事業（社会福祉協議会）
地域活動の支援及び情報発信	・ 桶川市市民活動サポートセンター事業（自治文化課） ・ 地域福祉活動センター事業（社会福祉協議会）

・町内会や自治会、地区社会福祉協議会の活動促進

＜施策の方向＞

地域における身近なつながり、支えあいを担う組織である町内会や自治会、地区社会福祉協議会の活動を促進し、支えあいの地域づくりの基盤を強化します。

●市民が取り組むこと

- ・身近な地域の行事等に積極的に参加する
- ・自分の特技や趣味を活かして活動に参画する

●地域で取り組むこと

- ・地域の人材やネットワークを活かした活動に取り組む
- ・今まで地域とつながりの無かった人も積極的に活動に巻き込む



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
自治会活動の支援・加入促進	・自治会活動の促進（自治文化課）
市内全域における地区社会福祉協議会の組織化推進	・地区社会福祉協議会の組織づくりの推進（社会福祉協議会）

5. 支えあう地域づくり

・孤立防止のための見守りや声かけの推進

<施策の方向>

地域の中で誰もが孤立することなく、何らかの生活上の困難を抱える場合でも、早期に発見して適切な支援につなげられるよう、日常での見守りや声かけを通した安否確認のさらなる充実に努めます。

●市民が取り組むこと

- ・日頃から身近な知り合い同士で顔の見える関係を持つ
- ・地域で支援を必要とする人や気になる人（高齢者・障害者・子育てに悩んでいる人など）がいたら、見守りや声かけを行う

●地域で取り組むこと

- ・地域の中でつながりをもてずに孤立している人を把握し、見守りや声かけ等を行う人材を育てる
- ・誰でも気軽に参加しやすい活動や居場所づくりを地域で実践する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
地域における多様な見守りや声かけ活動の推進	・高齢者安心見守りネットワーク事業（高齢介護課） ・配食サービス事業（高齢介護課） ・民生委員の見守り活動（社会福祉課）

・生活困窮者への支援

＜施策の方向＞

地域生活の中で、経済的な問題等を抱えた生活保護に至る前の段階の市民が、自立した生活を送ることができるよう、解決に向けた取組を行います。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中で生活等に悩み、問題を抱えている人がいないか気かけ、必要に応じて周囲や行政等の専門機関に相談する（支援につなげる）

●地域で取り組むこと

- ・地域において、生活面や医療面などで課題を抱える人がいる現状を地域全体で見守り、声かけや必要に応じて関連機関との連携を推進する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
生活の相談事業や就労支援の充実	・自立相談支援事業（社会福祉課） ・住居確保給付金の支給事業（社会福祉課） ・就労準備支援事業（社会福祉課）
生活に困窮している家庭、子どもに対する学習支援	・就学援助事業（学務課・学校支援課） ・学習支援事業（社会福祉課）
福祉資金の貸出し	・生活福祉資金の貸付事業（社会福祉協議会）

6. 必要な支援につなげる地域づくり

・情報提供の充実

<施策の方向>

地域における様々な活動、サービスや各種支援についての情報を地域の中で共有できる仕組みを整えるとともに、多様な媒体による情報提供や、情報取得が困難な人への配慮をします。

●市民が取り組むこと

- ・自身の関わる活動等や地域生活に関わる情報を、周囲で必要としている人に発信する

●地域で取り組むこと

- ・福祉に関する情報や地域の情報を共有する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
多様な媒体による情報の提供	・「広報おけがわ」事業（秘書広報課） ・「声の広報」事業（秘書広報課） ・桶川市ホームページ事業（秘書広報課）
情報を得ることが困難な人への配慮	・要約筆記者の派遣事業（障害福祉課） ・手話通訳者の設置・派遣事業（障害福祉課）

・相談支援体制の整備

＜施策の方向＞

日常生活の中で困りごとが生じたときに相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知していくとともに、多様な媒体・手段による、対象者ごとにきめ細かい相談に応じる体制をつくります。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中でのつながり、交流を通じて気軽に相談しあえる関係を持つ

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で悩みを抱える人がいれば、行政等の専門機関につなげる
- ・市内の相談機関に関する情報を地域の中で共有する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
福祉ニーズに応じた相談体制の充実	・精神障害者家族相談員紹介事業（障害福祉課） ・障害者相談支援業務（障害福祉課） ・家庭児童相談事業（こども支援課） ・児童発達支援センター事業（児童発達支援センター） ・健康相談事業（老人福祉センター） ・お立ち寄り健康相談・電話相談事業（健康増進課） ・子育て支援センター事業（保育課） ・教育相談事業（学校支援課（教育センター）） ・いじめ・不登校対策事業（学校支援課） ・人権相談事業（人権・男女共同参画課）
多様な手段による相談体制の充実	・「こどもと家庭なんでも相談」事業（こども支援課） ・「いつでも子育てメール相談」事業（こども支援課）
身近な地域での相談体制の整備	・地域包括支援センター事業（高齢介護課） ・ふれあい福祉相談事業（社会福祉協議会）

・福祉サービスの向上

＜施策の方向＞

各種研修や苦情解決制度による改善などを通じて、各事業者のサービスの質の向上を図ります。

●市民が取り組むこと

- ・福祉サービスの利用の際には、適切な選択ができるように情報を集める
- ・事業所や社会福祉協議会の相談窓口を活用する

●地域で取り組むこと

- ・福祉サービスを提供する事業所や関係機関（地域包括支援センター等）、苦情解決制度の仕組みなどの情報を地域の中で共有し、必要としている人に伝える



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
市の苦情等への迅速な対応	・行政への苦情対応（全課）
福祉サービス専門職員の確保と質の向上	・ケアマネジャーへの支援事業 （高齢介護課、地域包括支援センター）

7. 安心・安全の地域づくり

・防災・防犯対策の充実

<施策の方向>

日頃からの地域のつながりを活かした、災害や犯罪を防ぐ地域づくりに取り組みます。

●市民が取り組むこと

- ・身近にいる災害時に手助けが必要な人や、減災のために自らできること（備蓄、避難路の確認など）に取り組む
- ・日頃から子どもや高齢者等への見守りや声かけを行う

●地域で取り組むこと

- ・市や消防署等と協働して、防災等の意識向上を図る
- ・地域の中で、災害時に支援が必要な人の情報を共有して、いざという時の避難誘導や安否確認を行えるようにする
- ・身近な範囲での防犯（声かけ）に取り組むとともに、警察等の関係機関と協働して周知（チラシ、キャンペーン等）を図る
- ・地域の防犯推進員の活動を充実させる



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
避難行動要支援者の支援体制整備	・避難行動要支援者名簿の作成（安心安全課・社会福祉課・障害福祉課・高齢介護課・こども支援課）
地域防犯対策の推進	・防犯用チラシの配布（安心安全課） ・街頭キャンペーン実施（安心安全課） ・消費生活相談事業（自治文化課） ・地域防犯推進事業（安心安全課）

・緊急対策の充実

<施策の方向>

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害のある人等が、自宅で急病や事故など生命に関わる緊急事態が発生した際に、早急に助けを呼べる地域での体制を充実させます。

●市民が取り組むこと

- ・日頃から、近隣で声をかけあい、緊急時と思われる場合には通報等を行う
- ・「緊急情報システム」や「福祉電話貸与」の制度を利用し、また必要な人に紹介する

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で、病気や障害を抱えている人などを把握し、緊急時には救助を呼べるつながりをつくる



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
緊急時における支援体制の整備	・緊急通報システム事業（高齢介護課） ・福祉電話貸与（高齢介護課） ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業（高齢介護課） ・救急医療情報キット事業（高齢介護課）

・権利を擁護する取組の充実

＜施策の方向＞

誰もが安心、安全に地域生活が送れるよう、成年後見制度や地域の関係者による協議会を通じて、地域で生活するあらゆる立場の人達の権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

●市民が取り組むこと

- ・成年後見制度など、権利を守る制度を知ることにより、必要に応じて活用する

●地域で取り組むこと

- ・「成年後見制度」、障害者や児童（特に虐待問題など）の地域生活の権利を擁護する意識を共有する
- ・虐待等の問題が地域で起こっている場合に、行政等の専門機関につなげる



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
権利擁護事業の実施	・成年後見制度利用支援事業（高齢介護課・障害福祉課） ・日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）
障害者や児童の地域生活支援の充実	・桶川市地域自立支援協議会運営（障害福祉課） ・障害者虐待防止センター事業（障害福祉課） ・要保護児童対策地域協議会運営（こども支援課）

8. 誰もがいきいきと快適に暮らせるまちの整備

・誰にでもやさしいまちの推進

<施策の方向>

地域にある施設などを誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考えに基づき、公共交通機関や道路、公園なども含めた総合的なバリアフリーのまちづくりを推進します。

●市民が取り組むこと

- ・誰にでも使いやすいまちになるよう、違法、迷惑となるような駐車、駐輪をしないようにする
- ・障害等により道路や駅、施設などの利用に際して困っている人を見かけたら声をかける

●地域で取り組むこと

- ・適切な駐車、駐輪のマナーや運転のマナー、困っている人に対する声かけなどを地域の中で啓発する
- ・地域の中で、安心して使える道路、トイレなどのバリアフリーに関する施設の情報をマップなどにまとめて共有する



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
安全に移動できる道路等の基盤整備	・安全に移動できる道づくり（安心安全課、街路・大規模道路推進課、道路河川課、区画整理課、駅東口整備推進課）
利用しやすい施設の整備	・利用しやすい施設の整備（建築課、都市計画課、契約管財課、教育総務課、企画課、駅東口整備推進課） ・わかりやすい案内表示の設置（全課）

・外出や移動支援の取組

＜施策の方向＞

誰もが快適に外出や移動ができ、生活が営めるよう、高齢者や障害者などの外出支援に取り組みます。

●市民が取り組むこと

- ・外出、移動の支援が必要な人に対して、出来る範囲で協力をする

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で活動や交流に参加したい意欲をもちながらも、高齢や障害等により外出、移動が自分では難しい人に対してボランティアなどによる支えあいに取り組む



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
移動手段の確保と充実	・福祉タクシー等事業（障害福祉課） ・移送サービス事業（社会福祉協議会） ・福祉車輛貸し出し事業（社会福祉協議会） ・路線バス及び市内循環バス路線の充実（企画課・安心安全課）
高齢者や障害者の方への外出支援	・身体障害者自動車運転免許取得費補助事業（障害福祉課） ・身体障害者自動車改造費補助事業（障害福祉課）

・健康でいきいきと暮らす取組

＜施策の方向＞

地域でいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくりの充実に取り組みます。

●市民が取り組むこと

- ・体操、健康教室、スポーツなど、人々と交流しながら自分が楽しみ、続けられる活動に参加して、心身共に健康で活動できるようにする

●地域で取り組むこと

- ・市民同士が誘いあいながら、楽しく健康づくりができるように、市の事業や講座及び地域の自主的な活動の情報を周知する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

取り組む内容	事業
市民の健康づくりの支援	・健康相談（健康増進課） ・健康体操事業（健康増進課） ・健康遊具の設置（都市計画課） ・特定健康診査・健康診査（保険年金課） ・スポーツ教室（スポーツ振興課）
高齢者の健康づくり事業の実施	・健康長寿いきいきポイント事業（高齢介護課） ・いきいき健康農園事業（高齢介護課）

第5章

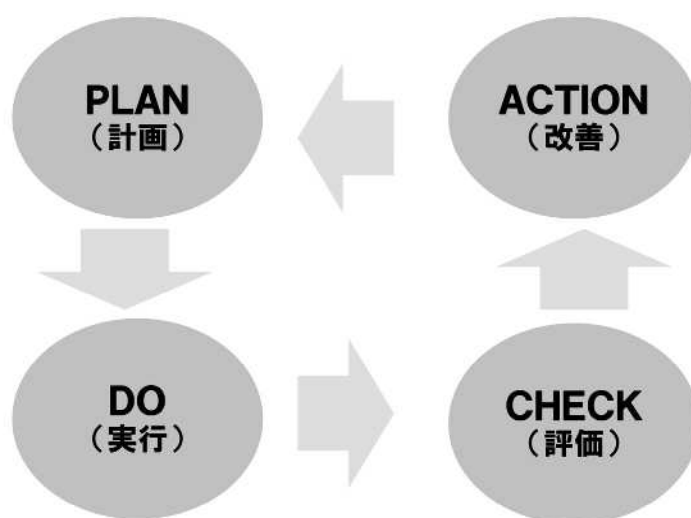
計画を推進する ために

1. 推進体制の整備と役割分担

(1) 計画推進の考え方

本計画の実施期間において、適切に事業等が推進されているかどうかについて進行管理を行うことが不可欠であり、各取組の進行状況を継続的に把握・評価する事が必要となります。

そのためには、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことによって、各取組の継続的な改善を行い、本計画の将来像の実現を推進します。



(2)役割分担

本計画における具体的な事業や取組を進めるにあたって、地域住民のほか、各種団体、ボランティア、NPO法人、社会福祉事業者等が展開の担い手となるとともに、行政等で事業の推進や支援を行います。本計画において、それぞれの役割を明確にしながら、協働・連携して計画を進めます。

市民	市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、「市民が取り組むこと」として、地域福祉活動への参加や地域における関係性づくり（見守り・声かけ等）に積極的に取り組みたいという意見が数多く出されました。 地域福祉への理解を深めるとともに、身近な場所での交流、様々な地域活動・ボランティア活動への参加、近所での見守り・支えあいなど、身近な範囲で出来るところから積極的に地域福祉に取り組んでいく。
地域	市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、「地域が取り組むこと」として、活動を担う人材育成・居場所づくりや情報発信などが出され、また、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域での支えあいが重要だという意見も多く出されました。 各組織（各種団体、ボランティア、NPO法人、企業、社会福祉事業者等）が持つそれぞれの特性を活かしながら、地域でのネットワークを活用した地域福祉の推進・人材の育成・地域や活動に関する情報発信等に取り組んでいく。
行政等	市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、市民や地域のもつ高い意欲と力を活かした地域福祉の推進、高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるための適切な福祉サービスを利用できるための課題や必要性を整理しました。 行政・社会福祉協議会等では、地域福祉が総合的に推進されるよう、地域福祉を担う人材や団体の育成・活動支援（場や情報の提供等）、地域での見守り・支えあいなどを実現するための基盤整備、地域生活を支えるための福祉サービスの情報提供や相談窓口の充実等に取り組めます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理方法

地域福祉計画は今後、計画の進行状況や新たな課題等について協議する組織を設け、新たな状況に対応するように計画の調整を行い、進行管理を図ります。また、6年目（平成32年度）で、社会情勢の変化・他計画の状況等も踏まえ、計画の中間見直しを行います。

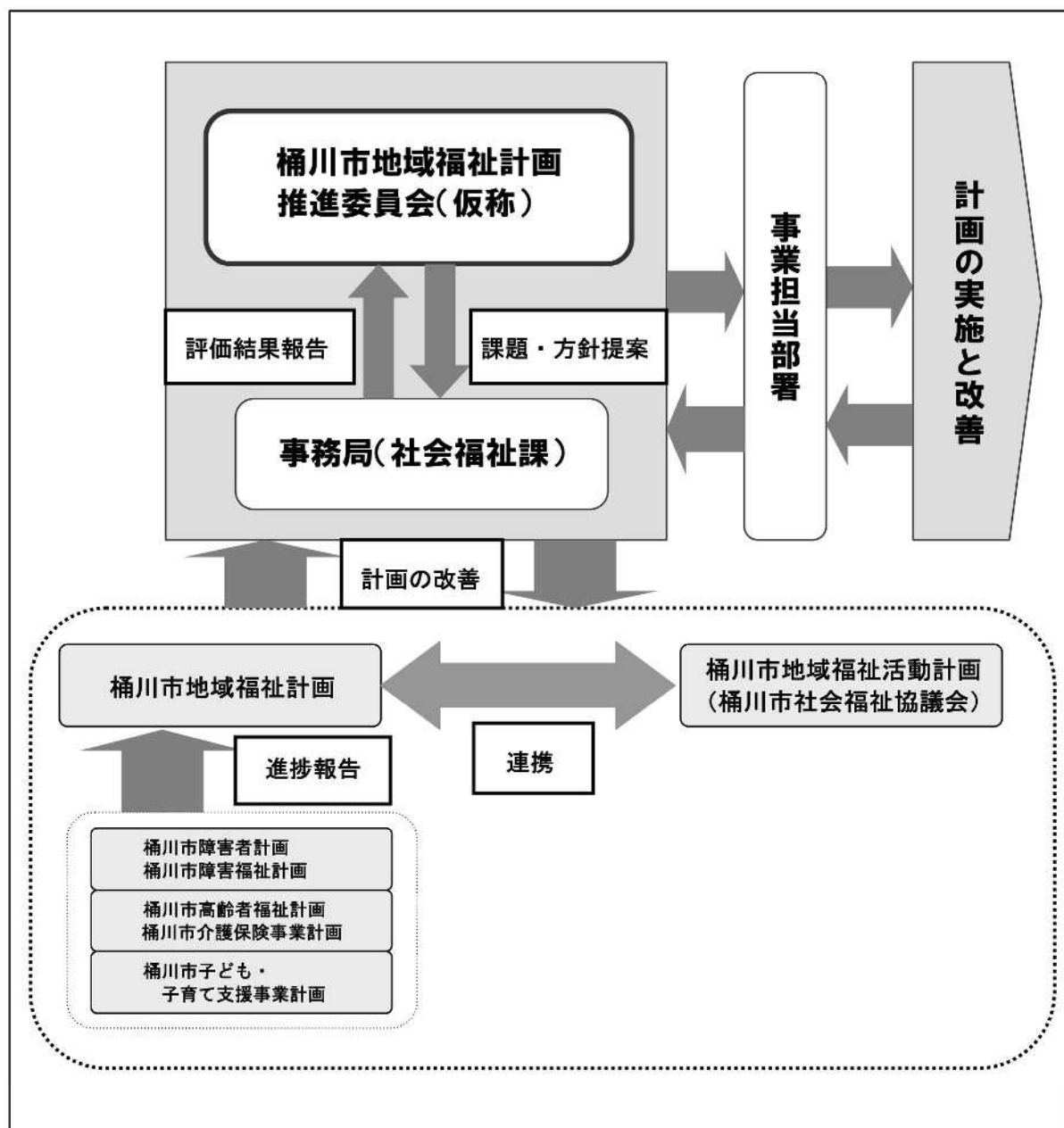
(2) 計画の推進体制

桶川市地域福祉計画策定委員会の委員を中心とした「桶川市地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置し、計画の進行管理の確認と評価を行います。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。市の策定した「地域福祉計画」と社会福祉協議会の策定した「地域福祉活動計画」は相互に連携し、地域福祉の推進を図ります。地域住民、ボランティア団体、その他事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、また連携を深めながら地域の福祉課題に取り組んでいきます。

＜進行管理体制図＞



資料編

1. 桶川市地域福祉計画策定要領

桶川市地域福祉計画策定要領を次のように定める。

(平成25年6月25日市長決裁)

桶川市地域福祉計画策定要領

第1 趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた計画であり、地方自治体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法第4条に示された地域福祉の理念を達成するための方策の一つとなっている。桶川市第五次総合振興計画では、地域社会のふれあいの中で、共に支え合い、いきいきとした生活を送ることができるよう、住みよい社会環境づくりの実現に向け、地域福祉施策を位置づけている。今後、地域福祉の推進にあたっては、多様化する地域福祉の課題に対応していくため、自分自身による「自助」、地域における支え合いや助け合い活動を行う「共助」、公的な福祉サービスを提供する「公助」、また、地域の諸課題を行政と地域の人々が共に協力し合って解決する「協働」の取り組みがますます重要となってきた。

地域福祉計画は、これらの取り組みの根幹となる計画であり、福祉分野の個別計画（第3次桶川市障害者計画、第3期桶川市障害福祉計画、第六次桶川市高齢者福祉計画、第五次桶川市介護保険事業計画、桶川市次世代育成支援行動計画等）の地域福祉推進に関する分野を共有することから、地域の広範な生活課題にも対応できるよう、「桶川市地域福祉計画」を策定する。

第2 計画期間

計画期間は、桶川市第五次総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図りつつ、平成27年度から平成36年度までの10年計画とする。

第3 計画策定の考え方

① 計画の方向性。

桶川市第五次総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図りながら本市の地域福祉を推進する共通の目標となる地域福祉の基本理念及び将来像を掲げる。

② 計画の基本目標及び基本方針を設定する。

計画に掲げる基本理念及び将来像の実現に向けて、分野別に基本目標と基本方針を設定し、施策体系の取り組む内容とする。

③ 市民との協働により地域福祉を推進する計画にする。

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の諸課題を市（行政）や関係団体、地域の人々が協力し合って解決に向けて取り組む「協働」の内容とする。

④ 少子高齢社会の進行に対応する計画にする。

少子高齢社会の一層の進行により起因する諸課題を地域福祉の視点から解決するとともに地域の絆や活動を高める取り組み内容とする。

⑤ 安心・安全に暮らせるまちづくりに対応する計画とする。

災害時の要援護者、高齢者等の孤立化などを予防するため、関係機関との連携と地域の人々が共に支え合い、安心・安全に暮らせる取り組み内容とする。

⑥ 市民の力で地域の福祉を高める計画とする。

自分の能力を活かして生きがいを持って地域活動に参加し、地域の福祉活動を高める内容とする。

第4 策定の体制

計画の策定にあたっては、計画の策定プロセスそのものが地域福祉の推進につながるよう、市民参加による計画づくりとし、策定後には市と市民との協働による地域福祉が実践できる計画とする。また、計画検討のための庁内体制として、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会及び市民体制として、桶川市地域福祉計画策定委員会（別図参照）を組織し、社会動向や地域福祉のニーズを把握していくとともに、これらの課題を整理したうえで、地域福祉の基本理念や基本目標、施策の体系に沿って、地域福祉計画を策定していく。また、地域福祉計画の策定後における計画の進行管理を行う体制を構築する。

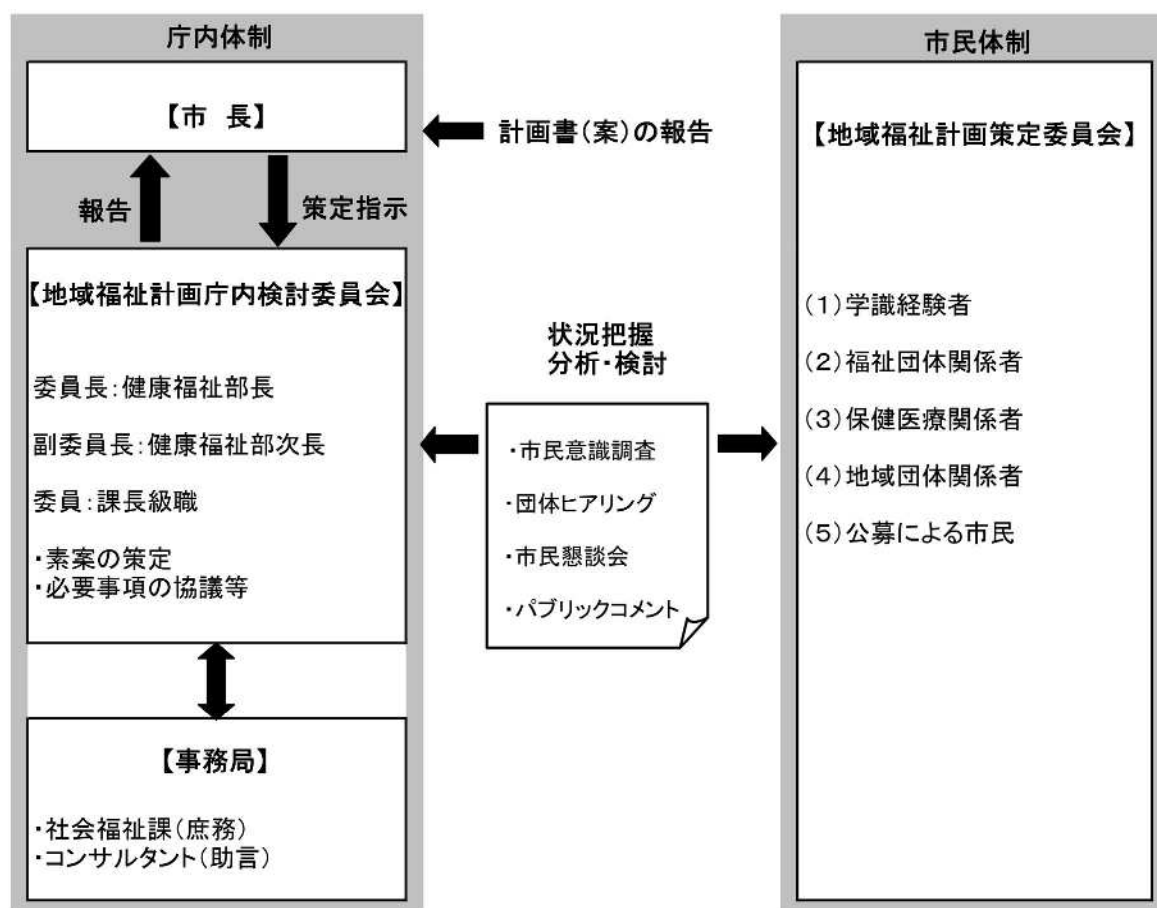
第5 庶務

策定に関する庶務は、健康福祉部社会福祉課とする。

第6 その他

この要領は、決裁の日から施行する。

〈桶川市地域福祉計画策定体制図〉



2. 桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

(平成25年6月28日市長決裁)

桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 桶川市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、桶川市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点で計画を検討し、市長に報告することとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、第2条の報告をもってその効力を失う。

3. 桶川市地域福祉計画策定委員会委員名簿(◎は委員長、○は副委員長)

(敬称略)

No.	団体・機関	所属と氏名
1	大学職員	立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科 教授 ◎平 野 方 紹
2	社会福祉協議会	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会 地域福祉担当主査 ○島 村 政 志
3	民生委員・児童委員協議会	桶川市民生委員・児童委員協議会 会長 定 行 哲 子
4	地域包括支援センター	社会福祉法人 安誠福祉会 桶川市地域 包括支援センター ルーエハイム 管理者 田 村 智 彦
5	障害者施設	社会福祉法人 彩明会 障害者支援施設 りんごの家 施設長 白 石 孝 之
6	桶川市身体障害者相談員	小 林 孫 一
7	桶川市知的障害者相談員	伊 藤 政 子
8	地域活動支援センター 芽生えの会 施設長 桶川市精神障害者家族相談員	島 村 直 子
9	医師会	桶川北本伊奈地区医師会 副会長 黒 沼 幸 雄
10	区長会	桶川市区長会 副会長 礪 田 基 一
11	老人クラブ	桶川市老人クラブ連合会 理事 小 池 司 尚
12	小中学校PTA	桶川市PTA連合会 会長 青 木 健 志
13	自主防災組織連絡協議会	桶川市自主防災組織連絡協議会 会長 藤 澤 久 男
14	公募市民	勝 瀬 邦 夫
15	公募市民	富 澤 捷 男

4. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

(平成25年6月28日市長決裁)

桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 桶川市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部次長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、他の職員を代理人として出席させることができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

5. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿(◎は委員長、○は副委員長)

No.	職 名	氏 名	
		平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
1	健康福祉部長	◎嶋 根 健 治	◎小 山 三 郎
2	健康福祉部次長	○小 山 三 郎	○新 井 孝 雄
3	秘書広報課長		岩 崎 克 浩
4	企画課長	関 根 昌 美	堀 口 守
5	人権・男女共同参画課長	安 田 直 弘	
6	総務課長		梅 津 克 広
7	自治文化課長	廿 樂 和 彦	折 原 和 彦
8	安心安全課長	天 沼 貞 良	稲 垣 裕 司
9	障害福祉課長	桐 生 典 広	
10	高齢介護課長	小 山 三 郎	椎 橋 康 弘
11	こども支援課長	金 子 由 則	
12	児童発達支援センターいずみの学園所長	八 尋 伸 彦	
13	保育課長	小 高 稔	
14	健康増進課長	田 辺 奈 緒 子	
15	都市計画課長	町 田 次 男	廿 樂 和 彦
16	学校支援課長	倉 品 幸 二	家 徳 丈 夫
17	生涯学習スポーツ課長	榎 本 隆 彦	

6. 策定スケジュール

日程		内容
平成 25 年度	9月 4日	第1回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	9月 24日	第1回桶川市地域福祉計画策定委員会
	10月30日 ～11月13日	桶川市地域福祉に関する市民意識調査実施
	1月31日	第2回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	2月24日	第2回桶川市地域福祉計画策定委員会
平成 26 年度	5月14日	第3回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	5月26日	第3回桶川市地域福祉計画策定委員会
	7月12日 及び7月13日	市民懇談会実施 (※第4回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会及び 第4回桶川市地域福祉計画策定委員会と位置づける)
	8月27日	第5回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	9月 1日	第5回桶川市地域福祉計画策定委員会
	10月30日	第6回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	11月11日	第6回桶川市地域福祉計画策定委員会
	12月 8日 ～ 1月13日	パブリック・コメント実施
	1月30日	第7回桶川市地域福祉計画庁内検討委員会
	2月10日	第7回桶川市地域福祉計画策定委員会

7.「桶川市協働推進条例」

平成25年3月27日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、協働に関する基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって豊かな市民社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、地縁団体、市民団体、企業及び事業者及び市が、お互いの立場や特性を活かしながら、共通の目的のために協力して取り組む行為及び活動をいう。
- (2) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市民(市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者をいう。)
 - イ 地縁団体(町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。)
 - ウ 市民団体(市民が主体的に組織した団体をいう。)
 - エ 企業及び事業者(市内で事業を営む法人又は個人をいう。)
- (3) 市 市長その他の執行機関をいう。
- (4) 提案事業 地域の課題解決を図るために行う、次の事業をいう。
 - ア 地縁団体又は市民団体(以下「市民公益活動団体」という。))が提案する事業
 - イ 市が設定したテーマに対し、市民公益活動団体が企画提案する事業

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働を推進する。

- (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

(協働の原則)

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、広く市民の共感が得られるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行うときにおいては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、地域の一員であることを自覚し、地域社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、市民等が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場を広げるものとする。

(協働の人づくり)

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

(地域における協働の仕組みづくり)

第8条 市民等及び市は、地域の特性や特色を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決するための活動を行う場を設けるとともに、これらの活動を行うための組織を育成するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を支援するものとする。

(提案事業の実施)

第9条 市長は、提案事業の提案又は企画提案を市民公益活動団体から受けたときは、当該提案事業について、提案又は企画提案した者（以下「提案者」という。）と協議した上で、第11条の桶川市協働審議会に諮問し、当該提案事業の実施の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、提案者に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(協定の締結)

第10条 前条第1項の規定により提案事業の実施の決定を受けた事業の提案者及び市は、提案事業の実施に当たっては、協定を締結し、相互の役割、実施期間その他の提案事業の実施に関し必要な事項を明らかにするものとする。

(協働審議会の設置等)

第11条 市長は、協働の推進を図るため、桶川市協働審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 協働の推進に関する諸施策に関すること。

(2) 提案事業の審査及び評価に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協働の推進に関すること。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査 調査結果ダイジェスト版

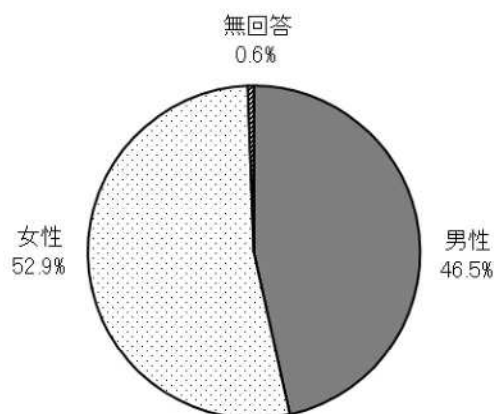


回答者ご本人について

問1. あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

性別は、「女性」が52.9%で、「男性」の46.5%よりもやや多くなっています。

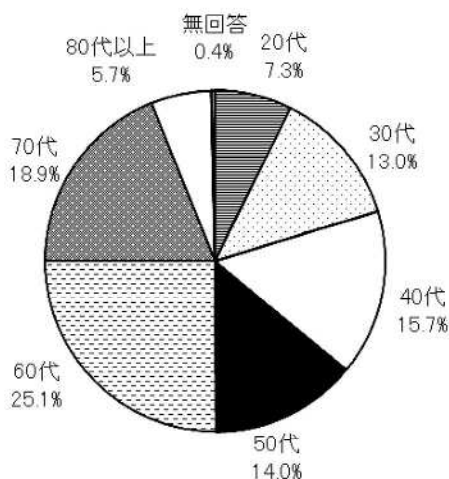


(回答者数=853)

問2. あなたの年齢をお答えください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代
5. 60代 6. 70代 7. 80代以上

年齢は、「60代」の回答者が最も多く、25.1%となっています。次いで多い順に「70代」の18.9%、「40代」の15.7%となっています。

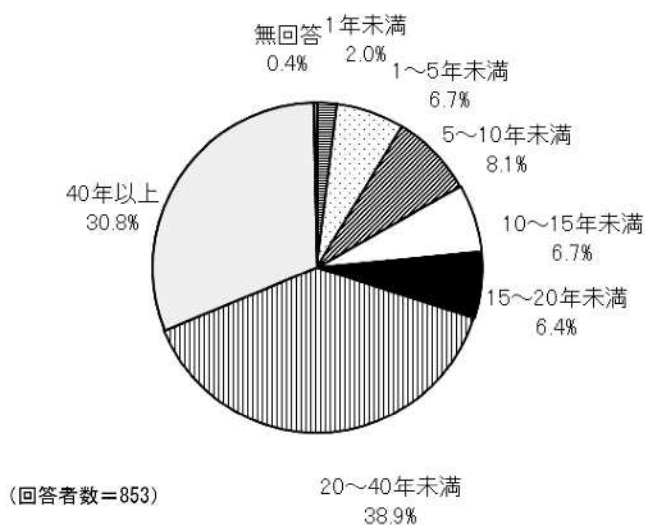


(回答者数=853)

問3. 桶川市の在住年数をお答えください。該当する番号に○をつけてください。

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1～5年未満 | 3. 5～10年未満 | 4. 10～15年未満 |
| 5. 15～20年未満 | 6. 20～40年未満 | 7. 40年以上 | |

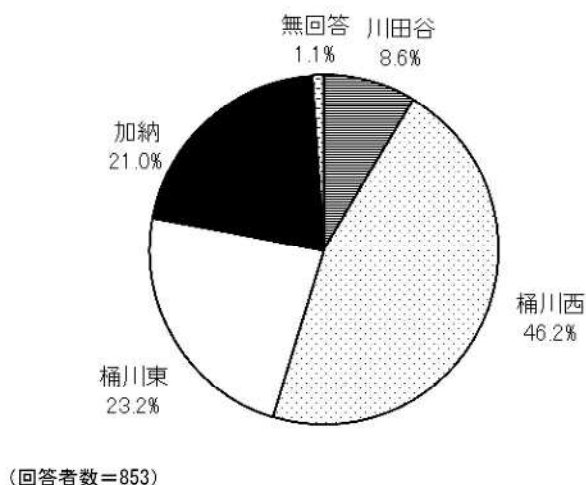
在住年数については、「20年～40年未満」の回答者が最も多く、38.9%となっています。在住年数が20年以上の人は全体のおよそ7割です。



問4. お住まいの地区はどこですか。該当する番号に○をつけてください。

- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 1. 川田谷 | 2. 桶川西 | 3. 桶川東 | 4. 加納 |
|--------|--------|--------|-------|

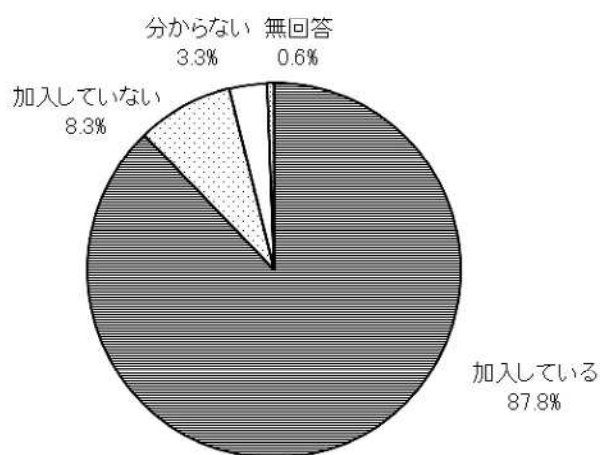
在住地区は、「桶川西」が46.2%と最も多く、回答者が最も少ない地区は「川田谷」となっています。



問5. あなたの世帯は自治会（町内会）に加入していますか。

1. 加入している 2. 加入していない 3. 分からない

回答者のうち、自治会（町内会）に「加入している」世帯は87.8%です。「加入していない」世帯は全体の1割を下回り、8.3%となっています。

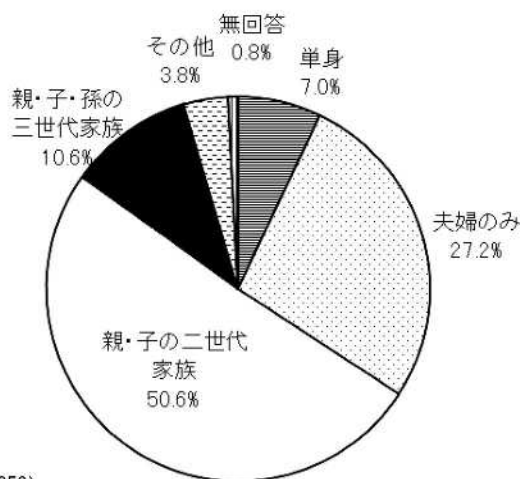


(回答者数=853)

問6. ご家族の構成についてお答えください。該当する番号に○をつけてください。

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親・子の二世代家族
4. 親・子・孫の三世代家族 5. その他

家族構成については、「親・子の二世代家族」が最も多く、50.6%となっています。次いで「夫婦のみ」世帯が27.2%、「親・子・孫の三世帯家族」が10.6%となっています。

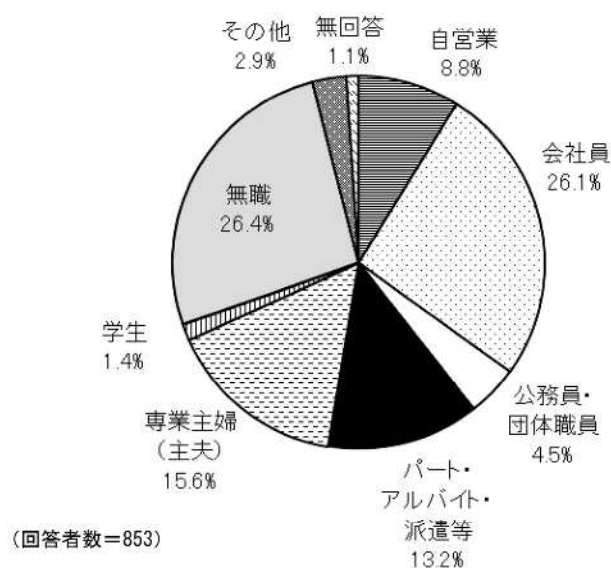


(回答者数=853)

問7. ご職業は何ですか。該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 自営業 | 2. 会社員 |
| 3. 公務員・団体職員 | 4. パート・アルバイト・派遣等 |
| 5. 専業主婦（主夫） | 6. 学生 |
| 7. 無職 | |
| 8. その他（具体的に | ） |

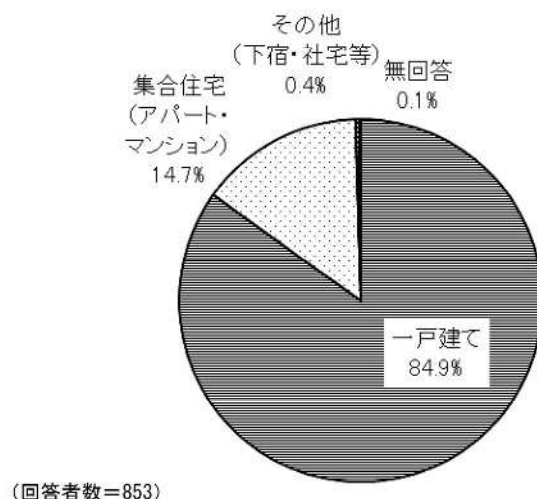
回答者のうち、最も多い割合を占める「無職」の26.4%に続き、「会社員」の割合が26.1%と多いです。「専業主婦（主夫）」は、15.6%であり、「会社員」に次いで多くなっています。



問8. お住まいについてお答えください。該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 一戸建て | 2. 集合住宅（アパート・マンション） |
| 3. その他（下宿・社宅等） | |

居住形態については、「一戸建て」にお住まいの回答者が最も多く、84.9%を占めています。「集合住宅」に関しては、14.7%となっています。



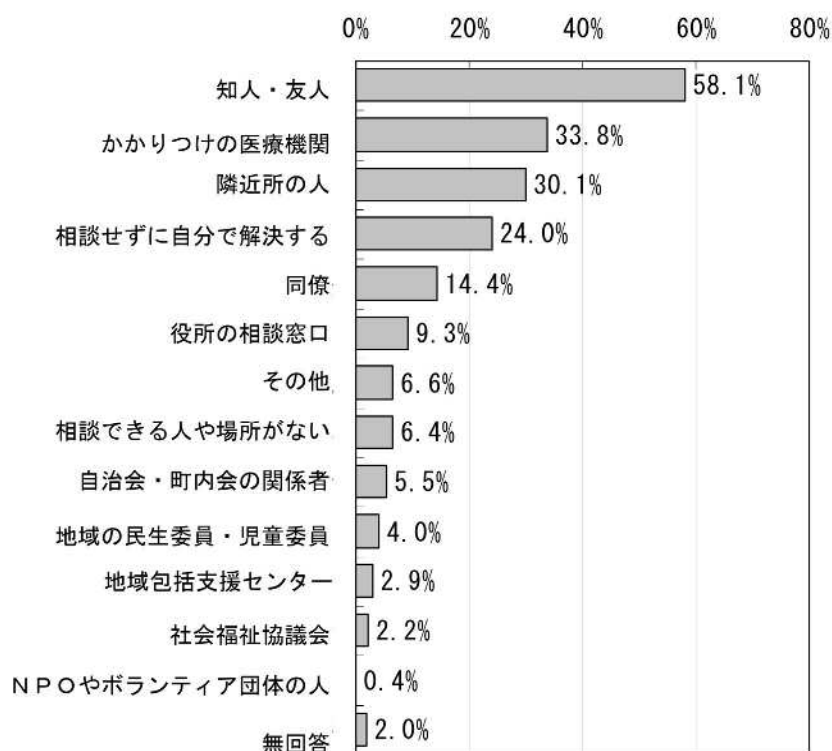
地域での暮らしについて

問9. 地域で暮らす中で、困ったとき（何か心配事や悩み事があったり、病気やけがなどをしたとき）に、家族以外で誰に相談していますか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 隣近所の人 | 2. 知人・友人 |
| 3. 職場の上司・同僚 | 4. 自治会・町内会の関係者 |
| 5. 地域の民生委員・児童委員 | 6. NPOやボランティア団体の人 |
| 7. 社会福祉協議会 | 8. 役所の相談窓口 |
| 9. 地域包括支援センター（※） | 10. かかりつけの医療機関 |
| 11. 相談せずに自分で解決する | 12. 相談できる人や場所がない |
| 13. その他（具体的に | ） |

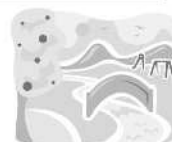
（※「地域包括支援センター」：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うために市から委託を受けた総合相談機関）

相談先については、58.1%が「知人・友人」と回答しており、最も多いです。次いで「かかりつけの医療機関」、「隣近所の人」が順に多く、それぞれ 33.8%、30.1%を占めています。これに対し、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」と回答される人は2～3%程度という結果となっています。



（回答者数＝853）

問 10. あなたは、現在お住まいの地域での暮らしに関する次の事について
どの様に感じていますか。①～⑪のそれぞれで、あてはまる番号に
1つ○をつけてください。



	そう 思う	まあ 思う	どちら ともい えない	あまり 思わ ない	思わ ない
①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている	1	2	3	4	5
②障がい者が社会に参加し、安心して暮らしている	1	2	3	4	5
③安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている	1	2	3	4	5
④色々な活動ができる場所が身近にある	1	2	3	4	5
⑤住民同士が交流できる機会がある	1	2	3	4	5
⑥必要な福祉サービスを安心して利用できる	1	2	3	4	5
⑦生活の中で困り事があった時にすぐに相談できる	1	2	3	4	5
⑧困ったことがあっても誰かが支えてくれる	1	2	3	4	5
⑨地域で活動する意欲のある人が育っている	1	2	3	4	5
⑩地域の中で互いに見守り・支えあいを行っている	1	2	3	4	5
⑪地域で防犯や防災に取り組んでいる	1	2	3	4	5

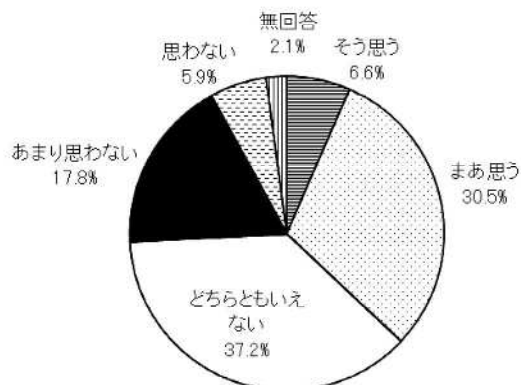
「①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている」、「③安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」という項目については、「そう思う」「まあ思う」を合わせた割合が約4から5割と多くなっています。

一方、「⑨地域で活動する意欲のある人が育っている」、「④色々な活動ができる場所が身近にある」については、「あまり思わない」「思わない」を合わせた割合が約4割と多くなっています。

◆地域生活の状況(①～⑥)

①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている

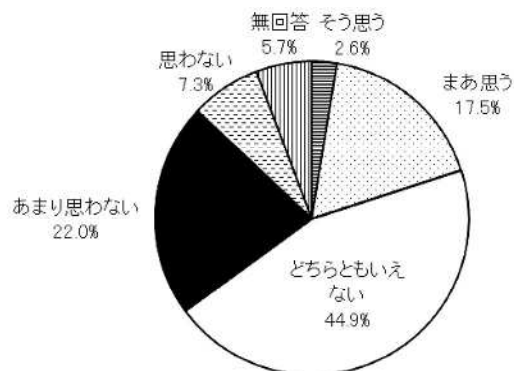
「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.2%



(回答者数=853)

②障害者が社会に参加し、安心して暮らしている

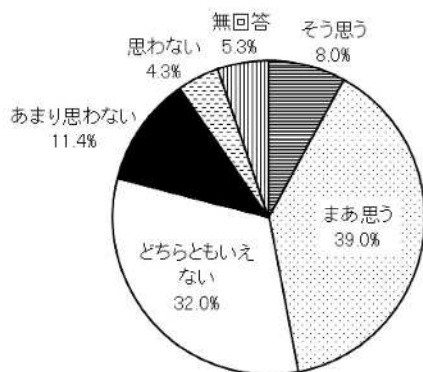
「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.9%



(回答者数=853)

③安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている

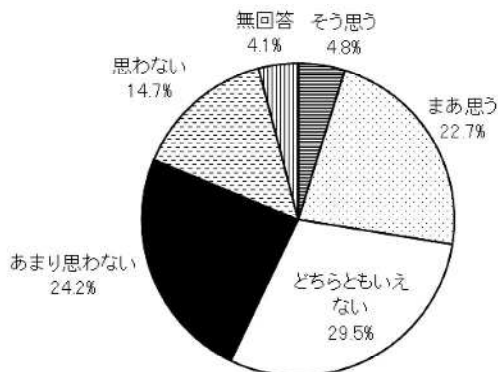
「まあ思う」という回答が最も多く、39.0%



(回答者数=853)

④「色々な活動ができる場所が身近にある」

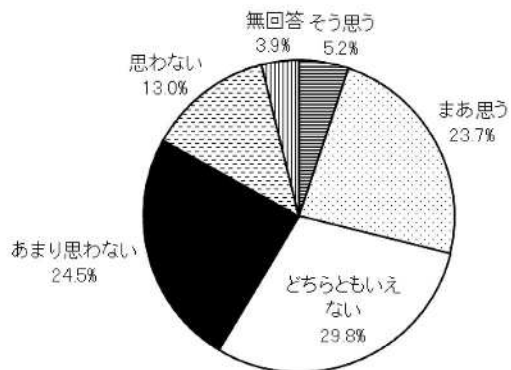
「どちらともいえない」という回答が最も多く、29.5%



(回答者数=853)

⑤「住民同士が交流できる機会がある」

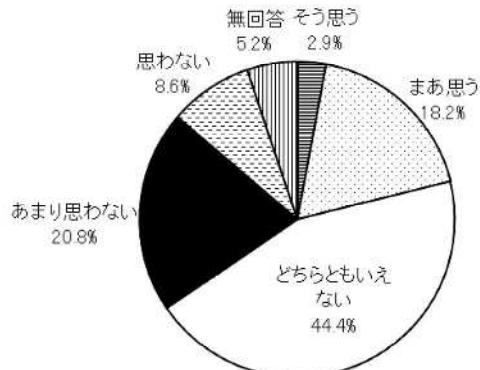
「どちらともいえない」という回答が最も多く、29.8%



(回答者数=853)

⑥「必要な福祉サービスを安心して利用できる」

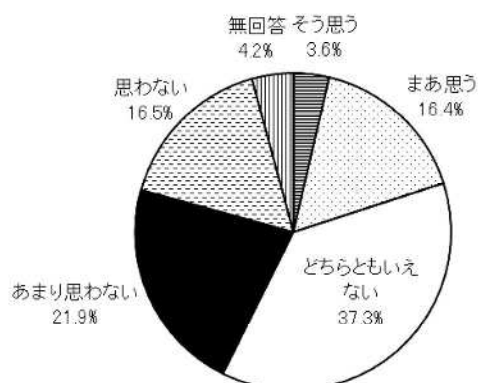
「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.4%



(回答者数=853)

⑦「生活の中で困り事があった時にすぐに相談できる」

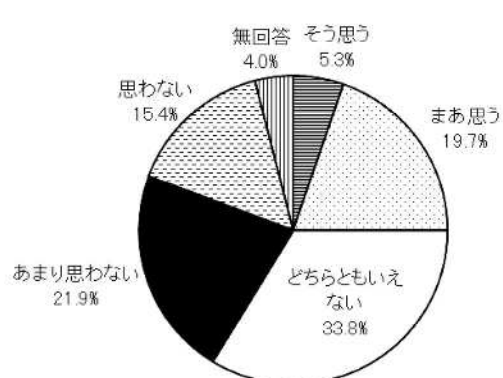
「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.3%



(回答者数=853)

⑧「困ったことがあっても誰かが支えてくれる」

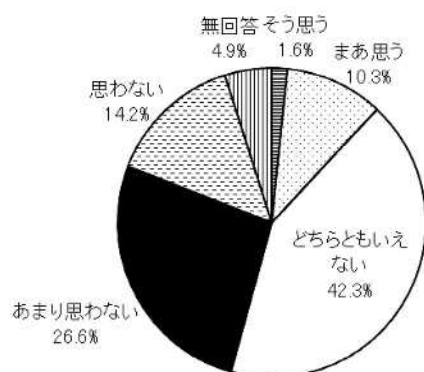
「どちらともいえない」という回答が最も多く、33.8%



(回答者数=853)

⑨「地域で活動する意欲のある人が育っている」

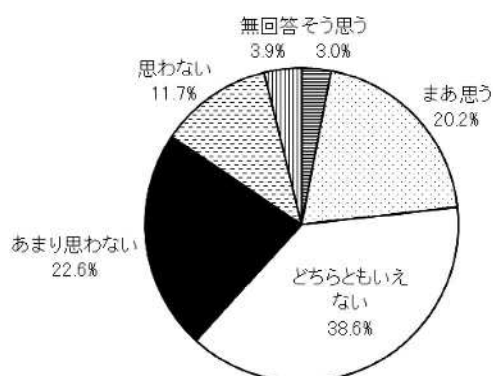
「どちらともいえない」という回答が最も多く、42.3%



(回答者数=853)

⑩「地域の中で互いに見守り・支えあいを行っている」

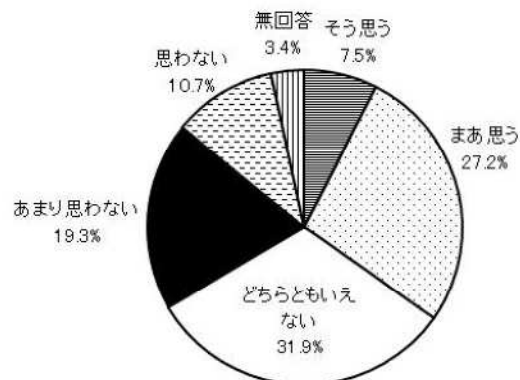
「どちらともいえない」という回答が最も多く、38.6%



(回答者数=853)

⑪「地域で防犯や防災に取り組んでいる」

「どちらともいえない」という回答が最も多く、31.9%

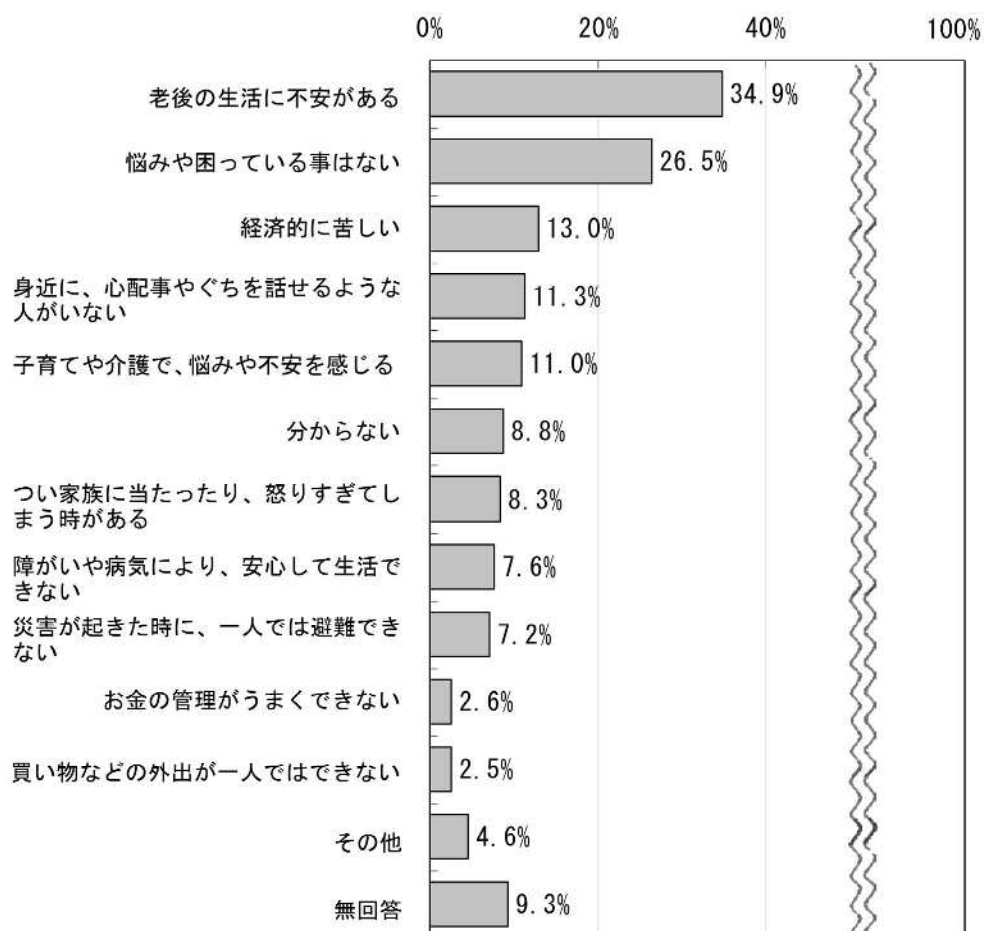


(回答者数=853)

問11. 日常生活の中で、あなたや家族が感じる悩みや困り事は何ですか。
 該当するものに、いくつでも○をつけてください。
 また、そのように感じた場面を具体的にお教えてください。

1. 身近に、心配事やぐちを話せるような人がいない
2. 障がいや病気により、安心して生活できない
3. 子育てや介護で、悩みや不安を感じる
4. 買い物などの外出が一人ではできない
5. つい家族に当たったり、怒りすぎてしまう時がある
6. 災害が起きた時に、一人では避難できない
7. お金の管理がうまくできない
8. 経済的に苦しい
9. 老後の生活に不安がある
10. その他（具体的に
11. 悩みや困っている事はない
12. 分からない

日常生活のなかで感じる悩みや困り事について、最も多く挙げられたのは、「老後の生活に不安がある」という選択肢で、34.9%となっています。次いで多い回答は 26.5%という割合で「悩みや困っている事はない」となっています。一方で、「お金の管理がうまくできない」、「買い物などの外出が一人ではできない」は、それぞれ2%程度と少なくなっています。



(回答者数=853)

地域での活動について

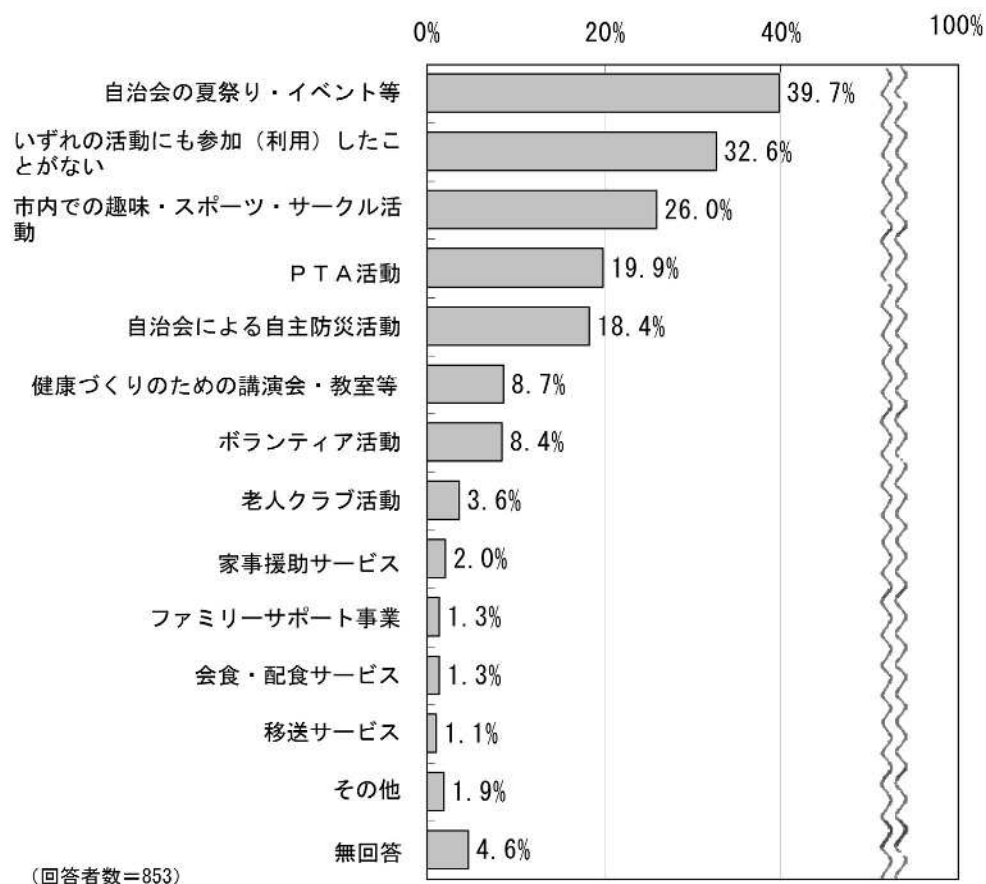
問12. 以下の中で参加（利用）したことがある（もしくは現在もしている）事業や活動に、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 家事援助サービス | 2. ファミリーサポート事業（※1） |
| 3. 自治会による自主防災活動 | 4. ボランティア活動 |
| 5. 自治会の夏祭り・イベント等 | 6. PTA活動 |
| 7. 老人クラブ活動 | 8. 移送サービス（※2） |
| 9. 会食・配食サービス | 10. 市内での趣味・スポーツ・サークル活動 |
| 11. 健康づくりのための講演会・教室等 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. いずれの活動にも参加（利用）したことがない | |

（※1「ファミリーサポート事業」：育児等の援助を受けたい会員と援助をしたい会員とで構成され、会員同士の相互援助活動の斡旋を行う事業）

（※2「移送サービス」：重度障がい者・高齢者等の通院送迎サービス）

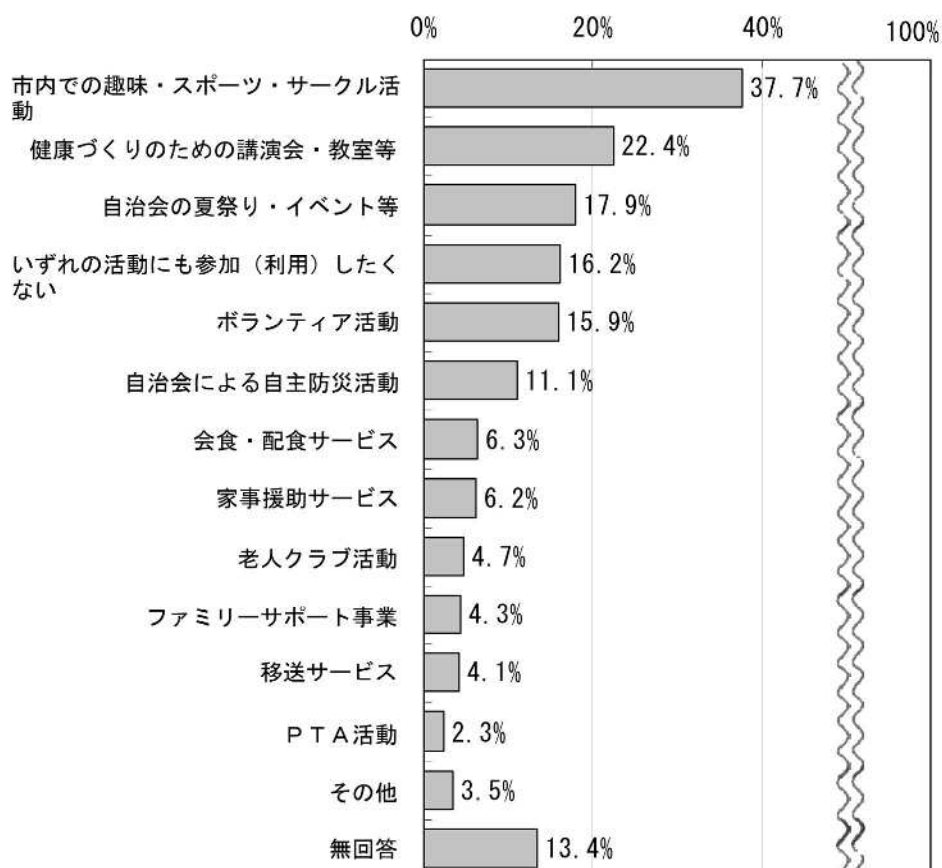
参加や利用したことがある事業や活動の中で、最も多い回答が「自治会の夏祭り・イベント等」で39.7%です。これに次いで、32.6%の割合で、「いずれの活動にも参加（利用）したことがない」と回答した人が多い結果となっています。3番目に「市内での趣味・スポーツ・サークル活動」に参加した事のある方が26.0%で多くなっています。



問 13. 以下の中で今後参加（利用）したい事業や活動に、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 家事援助サービス | 2. ファミリーサポート事業 |
| 3. 自治会による自主防災活動 | 4. ボランティア活動 |
| 5. 自治会の夏祭り・イベント等 | 6. PTA活動 |
| 7. 老人クラブ活動 | 8. 移送サービス |
| 9. 会食・配食サービス | 10. 市内での趣味・スポーツ・サークル活動 |
| 11. 健康づくりのための講演会・教室等 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. いずれの活動にも参加（利用）したくない | |

今後参加（利用）したい事業や活動については、「市内での趣味・スポーツ・サークル活動」に回答した人が最も多く、37.7%となっています。また、次いで「健康づくりのための講習会・教室等」が22.4%、「自治会の夏祭り・イベント等」が17.9%と回答した人が多くなっています。

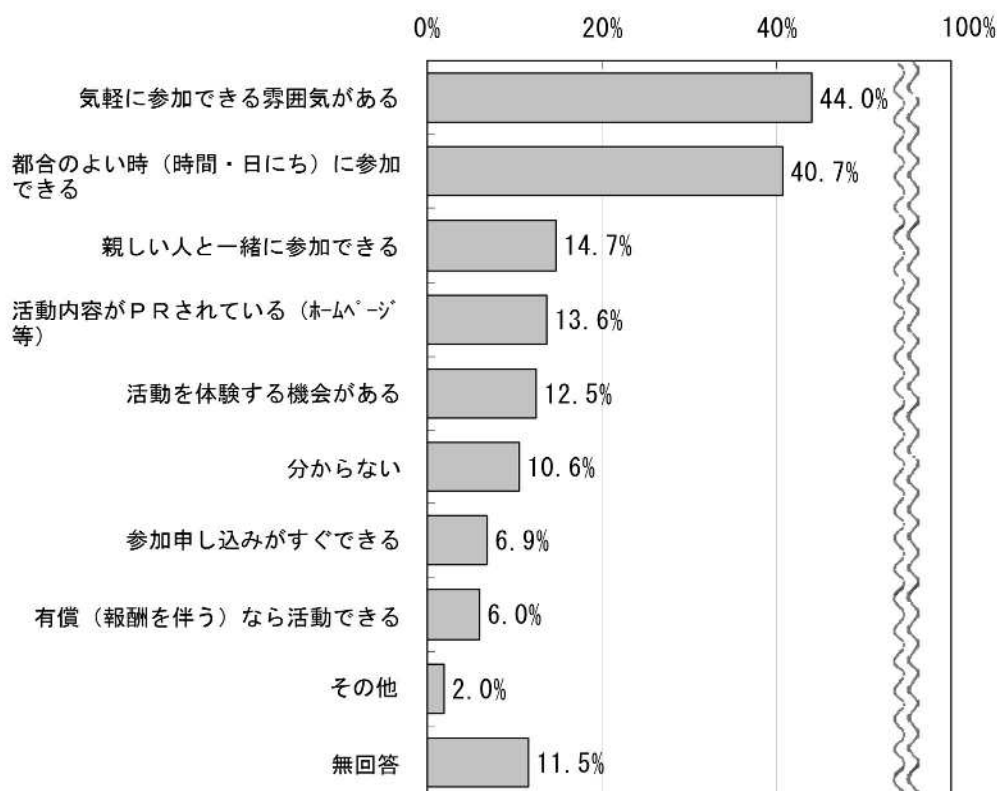


（回答者数＝853）

問 14. どのようなきっかけがあれば、より多くの方がボランティアや地域活動等に参加しやすくなると思いますか。あてはまるものに、2つまで○をつけてください。

1. 都合のよい時（時間・日にち）に参加できる
2. 親しい人と一緒に参加できる
3. 活動内容がPRされている（ホームページ等）
4. 参加申し込みがすぐできる
5. 気軽に参加できる雰囲気がある
6. 活動を体験する機会がある
7. 有償で活動できる
8. その他（具体的に
9. 分からない

より多くの方がボランティアや地域活動等に参加しやすくなるためのきっかけとして、「気軽に参加できる雰囲気がある」必要があるとする回答者が最も多く、44.0%となっています。また、ほぼ同程度に重視されていることが「都合のよい時（時間・日にち）に参加できる」ことであり、1番目をわずかに下回る40.7%となっています。3番目に「親しい人と一緒に参加できる」ことが14.7%となっています。



（回答者数＝853）

地震などの災害時の避難や、地域での孤立防止について

問15. 市では、地震などの災害時に、避難が困難な方（※1）が地域での助けあいによって安全に避難することを目的として「災害時要援護者避難等支援制度」等の取り組みを進めています。このような事業を、ご自身、あるいは家族等が必要になった場合に利用したいと思いませんか。

（※1 現在の対象：以下の①～⑥のいずれかに該当する人

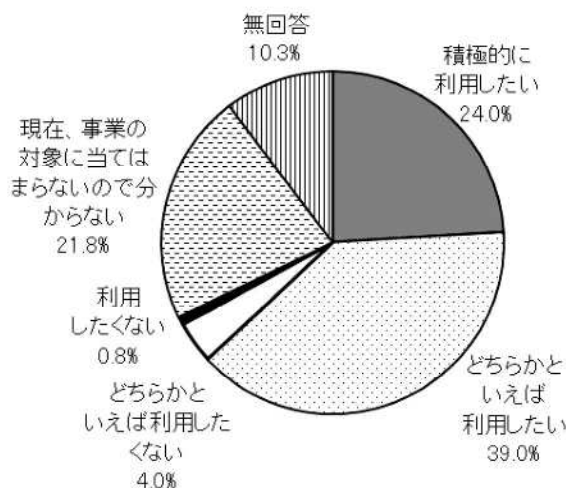
- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ③療育手帳（※2）④またはAをお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤難病（厚生労働省が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業対象疾患患者）の方
- ⑥その他市長が避難時に人的な支援が必要であると認める者）

（※2：知的障害（児）者が福祉サービスを利用する時に必要な手帳。知的障害（児）者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としています。）

該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 積極的に利用したい | 2. どちらかといえば利用したい |
| 3. どちらかといえば利用したくない | 4. 利用したくない（→問15-1へ） |
| 5. 現在、事業の対象に当てはまらないので分からない | |

「災害時要援護者避難等支援制度」等の取り組みを利用したいかどうかについては、「どちらかといえば利用したい」と回答した人が最も多く、39.0%を占めています。また、「積極的に利用したい」という回答については、これに次いで多く、24.0%となっています。また、「現在、事業の対象に当てはまらないので分からない」の回答の割合も多く、21.8%となっています。



（回答者数=853）

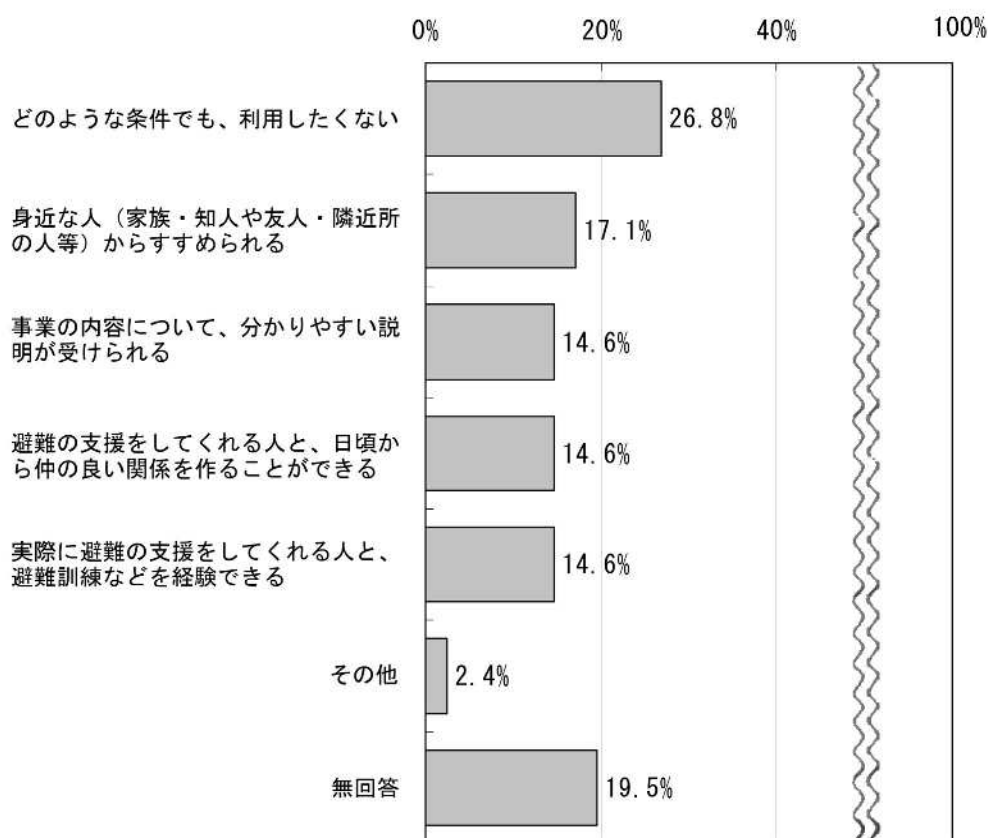


問15-1. (問15で「3」「4」を選択した方に伺います。)

どのような条件が整えば、利用したいと思いますか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

1. 事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる
2. 身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる
3. 避難の支援をしてくれる人と、日頃から仲の良い関係を作ることができる
4. 実際に避難の支援をしてくれる人と、避難訓練などを経験できる
5. その他（具体的に)
6. どのような条件でも、利用したくない

「災害時要援護者避難等支援制度」等の取り組みを利用したいと思う条件として、最も割合が多いのは、26.8%で「どのような条件でも、利用したくない」となっています。2番目に多い回答としては「身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる」（17.1%）となっています。



(回答者数=41)

問16. 桶川市では、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らせるよう、関係団体による見守り活動（「高齢者安心見守りネットワーク事業」）を実施しています。このような事業を、ご自身、あるいは家族等が必要になった場合に利用したいと思いますか。

（※1 この事業では、「時々訪問して見守りしてほしい」という希望のある人（※）を、高齢介護課・地域包括支援センター・民生委員などが1ヶ月に1回、家庭訪問します。）

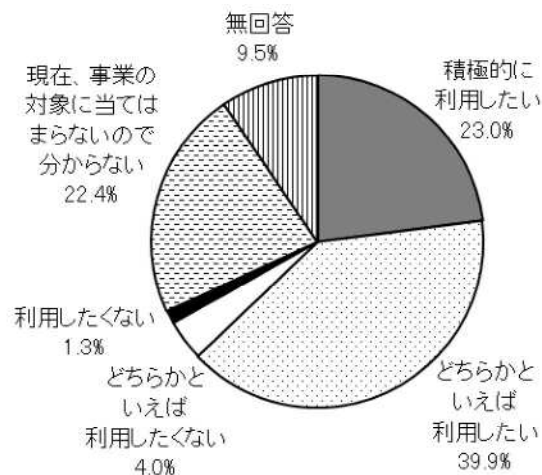
（※2 現在の対象：以下の①～④のいずれかに該当する人
①一人暮らしの高齢者、②認知症の家族を抱える世帯
③高齢者世帯、④高齢者が日中一人になる世帯）
（高齢者は65歳以上とします）



該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 積極的に利用したい | 2. どちらかといえば利用したい |
| 3. どちらかといえば利用したくない | 4. 利用したくない（→問16-1へ） |
| 5. 現在、事業の対象に当てはまらないので分からない | |

見守り活動等の事業を利用したいと思うかどうかについては、「積極的に利用したい」、「どちらかといえば利用したい」の回答が全体の半分以上を占めており、とりわけ「どちらかといえば利用したい」と回答した人が39.9%と多くなっています。「利用したくない」傾向にあたる「利用したくない」、「どちらかといえば利用したくない」の回答は、合わせて5.3%にとどまります。



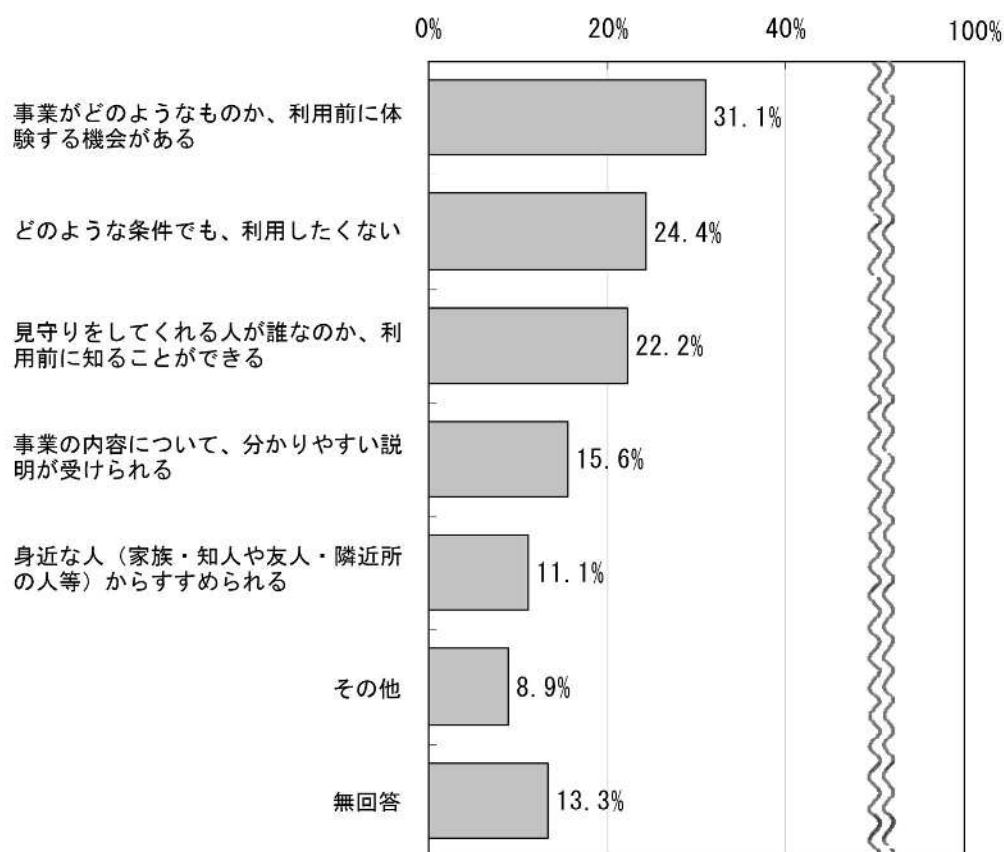
（回答者数＝853）

問16-1. (問16で「3」「4」を選択した方に伺います。)

どのような条件が整えば、利用したいと思いますか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

1. 事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる
2. 身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる
3. 見守りをしてくれる人が誰なのか、利用前に知ることができる
4. 事業がどのようなものか、利用前に体験する機会がある
5. その他（具体的に
6. どのような条件でも、利用したくない

見守り活動等の事業を利用したいと思う条件として、最も割合が多いのは、31.1%で「事業がどのようなものか、利用前に体験する機会がある」こととなっています。2番目に多い回答としては「どのような条件でも、利用したくない」となっており、24.4%という結果となっています。



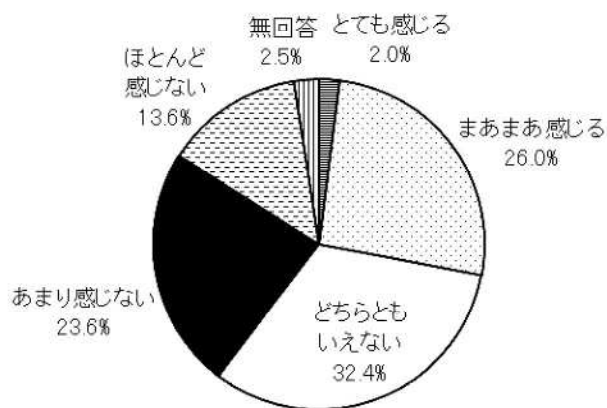
(回答者数=45)

地域での支えあいについて

問17. 地域で暮らす中で、「地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送る」ことが出来ていると感じますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- | | |
|--------------|------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる |
| 3. どちらともいえない | 4. あまり感じない |
| 5. ほとんど感じない | |

32.4%が「地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができる」と感じているかどうか「どちらともいえない」と回答しています。また、この他に、「まあまあ感じる」、「あまり感じない」という回答が多く、それぞれ26.0%、23.6%の順となっています。「とても感じる」という回答は、2.0%となっています。

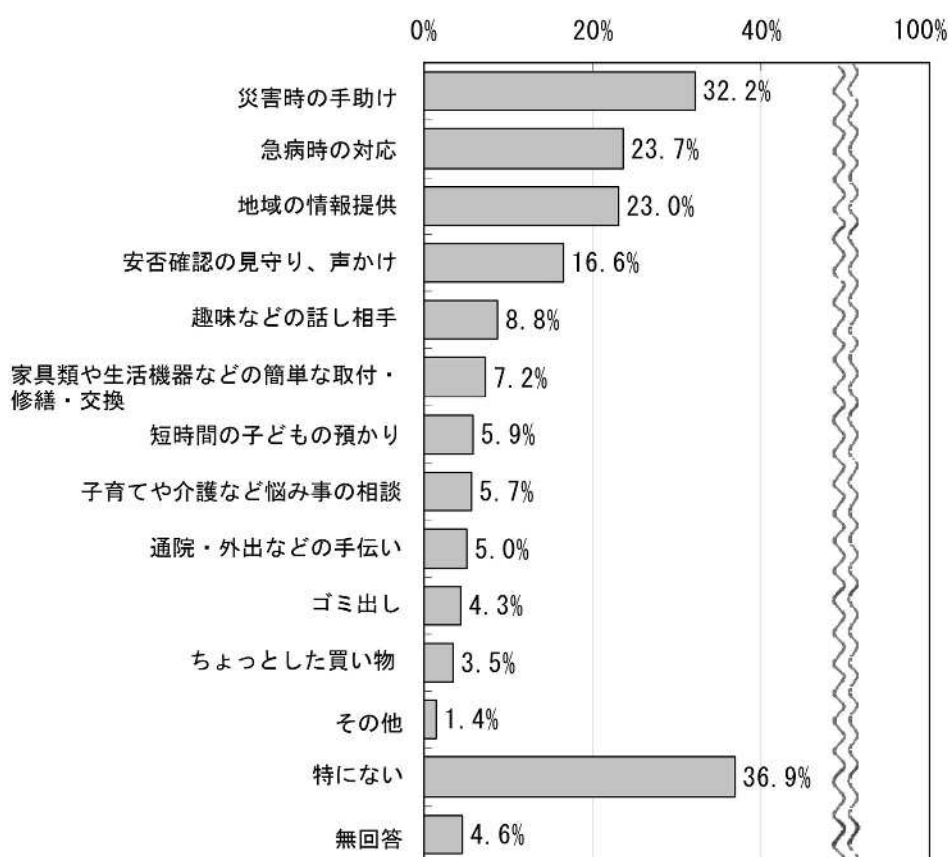


(回答者数=853)

問18. 地域で安心して暮らすために、あなたが地域の人たちに手助けしてほしいことは何ですか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 趣味などの話し相手 | 2. 安否確認の見守り、声かけ |
| 3. ゴミ出し | 4. ちょっとした買い物 |
| 5. 短時間の子どもの預かり | 6. 通院・外出などの手伝い |
| 7. 急病時の対応 | 8. 災害時の手助け |
| 9. 子育てや介護など悩み事の相談 | 10. 地域の情報提供 |
| 11. 家具類や生活機器などの簡単な取付・修繕・交換 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. 特にない | |

地域の人たちに手助けしてほしいこととして最も多い回答は、「災害時の手助け」となっており、32.2%を占めています。次いで「急病時の対応」の要望も多く、23.7%となっています。また、「地域の情報提供」が23.0%と3番目に多い結果になっています。

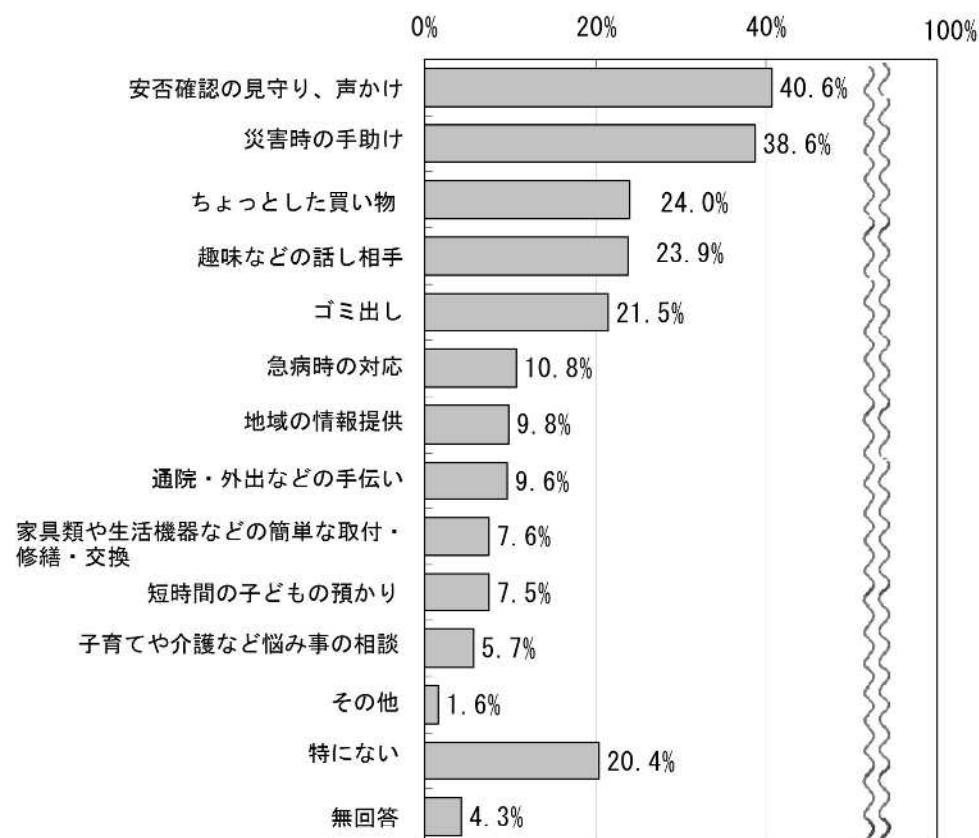


(回答者数=853)

問19. 地域で安心して暮らすために、あなたご自身が地域の人たちにできることは何ですか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 趣味などの話し相手 | 2. 安否確認の見守り、声かけ |
| 3. ゴミ出し | 4. ちょっとした買い物 |
| 5. 短時間の子どもの預かり | 6. 通院・外出などの手伝い |
| 7. 急病時の対応 | 8. 災害時の手助け |
| 9. 子育てや介護など悩み事の相談 | 10. 地域の情報提供 |
| 11. 家具類や生活機器などの簡単な取付・修繕・交換 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. 特にない | |

地域の人たちにできることとして最も多い回答は、「安否確認の見守り、声かけ」となっており、40.6%を占めています。次いで「災害時の手助け」も多く、38.6%となっています。また、「ちょっとした買い物」が24.0%と3番目に多い結果になっています。

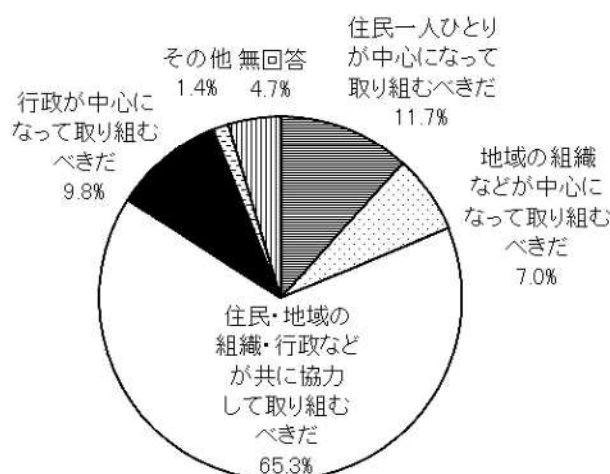


(回答者数=853)

問20. 住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを実現するために、特に誰が主体となって取り組むべきだと思いますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

1. 地域づくりは、住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ
2. 地域づくりは、地域の組織などが中心になって取り組むべきだ
3. 地域づくりは、住民、地域の組織、行政などが共に協力して取り組むべきだ
4. 地域づくりは、行政が中心になって取り組むべきだ
5. その他（具体的に

地域づくりを実現する主体として、最も多く挙げられたのは「住民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組むべきだ」という考えで、65.3%を占めています。次いで割合が多いのは「住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ」で11.7%となっています。

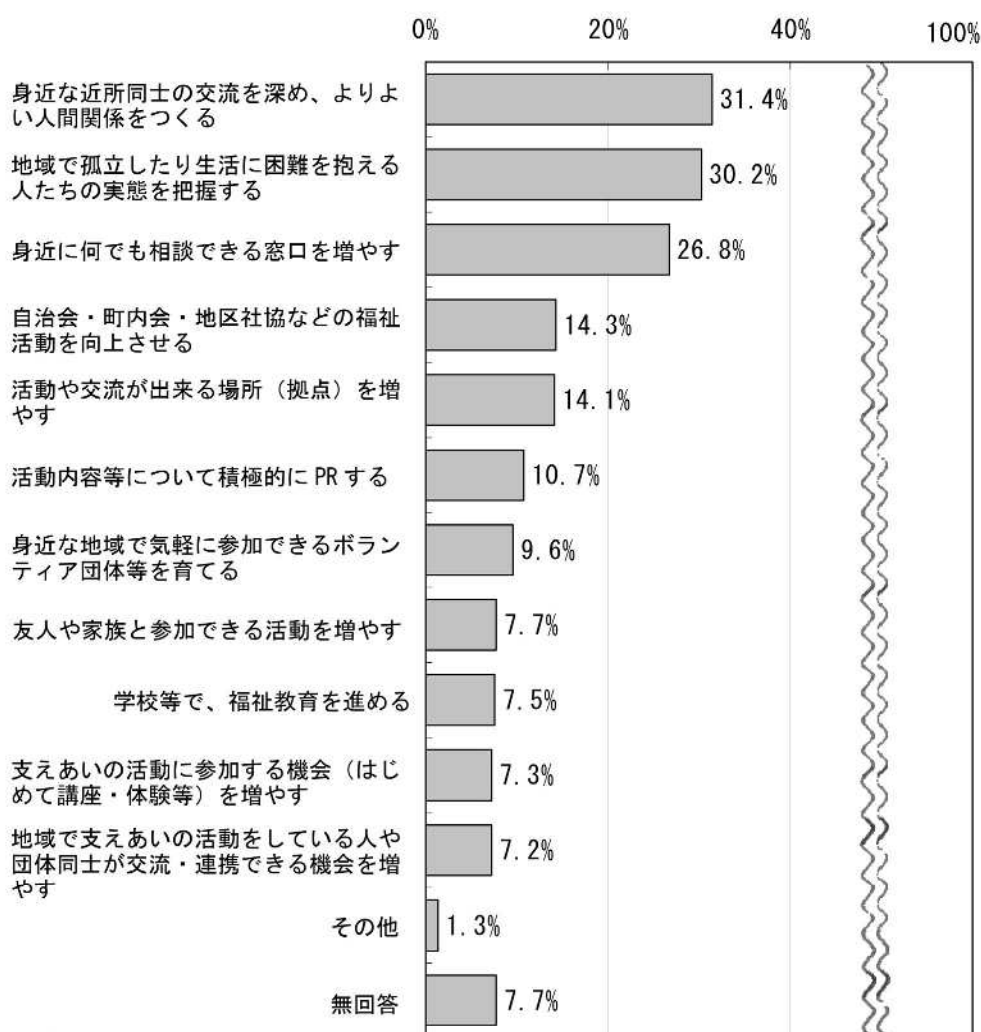


(回答者数=853)

問 21. 今後、地域での支えあいを促進するためには、何が必要だと思いますか。主なものに2つまで○をつけてください。

1. 地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する
2. 身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる
3. 学校等で、福祉教育を進める
4. 自治会・町内会・地区社協などの福祉活動を向上させる
5. 友人や家族と参加できる活動を増やす
6. 身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育てる
7. 支えあいの活動に参加する機会（はじめて講座・体験等）を増やす
8. 活動内容等について積極的にPRする
9. 活動や交流が出来る場所（拠点）を増やす
10. 地域で支えあいの活動をしている人や団体同士が交流・連携できる機会を増やす
11. 身近に何でも相談できる窓口を増やす
12. その他（具体的に）

地域での支えあいを促進するために必要なものとして最も割合が多いのは、「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」で、31.4%となっています。また、1番目よりもわずかに割合が下回る回答が、「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」で、30.2%となっています。



問 22. 桶川市の地域福祉についてご意見がありましたら、自由にお書きください。

地域での暮らしでは「地域での交流」や「地域への愛着」が出されています。また、地域福祉活動分野では「活動機会の充実」や「情報発信」、高齢者分野では「生きがいづくり」、子育て分野では「預けられる場所」「遊び場」、障害者分野では「施設や支援充実」等について、意見が出されています。

【主な項目】

1. 地域での暮らし
 2. 地域福祉全般
 3. 地域福祉活動
 4. 老後の生活、高齢者支援
 5. 教育、子育て
 6. 障害者支援
 7. 地域医療
 8. まちづくり、都市整備
 9. 行財政運営
 10. その他
-

桶川市地域福祉計画

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 桶川市

住 所 〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 28 号

電 話 048-786-3211（代表）

F A X 048-786-5882

U R L <http://www.city.okegawa.lg.jp/>

編集・製作 桶川市健康福祉部社会福祉課



桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん